

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 價 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 3 月
植草学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学修と教授	20
基準3 経営・管理と財務	59
基準4 自己点検・評価	75
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	79
基準A 地域社会との連携及び地域社会への貢献	79
V. エビデンス集一覧	
エビデンス集（データ編）一覧	85
エビデンス集（資料編）一覧	87

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 植草学園建学の精神

植草学園は、明治37年11月に第一歩を踏みだして以来、100年を超す歴史があり、その歴史の中で培ってきた建学の精神は、次のとおりである。

「德育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成を目指すとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」

2. 大学の基本理念

(1) 德育を教育の根幹とする

教育基本法第二条に教育の目標が示されており、その第一項に「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」とある。この中に、知育、德育、体育の三つが述べられている。

本学は、この三つのうち德育を教育の根幹にすえて教育活動を進めている。

德育によって、人間として自己を確立すること、他人への思いやりの心を持つこと、物事や出来事に感じる心を持ち行動することなど、心を養い行動に移す力を育んでいる。

このことは、知育や体育を軽んずるというのではなく、德育がそれらの根底にあるという意味である。平和を愛し、人間を愛する情操や道徳心が根幹にあってこそ、知識や技術を人類にとって有意義なものとし、平和な社会を築くことができるのである。

学生が心の通う質の高い大学生活を通して、ともに生きる心を培い、人間性を磨き、高めることによって、道徳心、倫理観がはぐくまれるのであり、善を行い悪を排する確かな道徳的実践力を身につけることができるのである。

大学は高等教育機関であり、同時に学術研究機関である。その教育と研究成果を生かして、社会の発展に役立つ人材を育成することが大学の役割である。

本学学生には、本学における学びを通じて、高い道徳心、倫理観に根ざして、身につけた知識や技能を自らの人生、自らの職業に生かし、豊かな文化を進展させる社会人として、また、個性豊かな人格を備えた人間として自立することを期している。

(2) 共生社会の実現を目指す

人間は社会の中で生きている。世界には、さまざまな信条、さまざまな社会体制や生活習慣、さまざまな言語や文化活動がある。日本には日本の歴史や文化がある。ある文化が異文化と接触したとき、新たな文化が進展することがある。しかし、しばしば混乱や戦争が起こることもある。歴史を振り返れば、多くの戦争があり、文化が興亡してきた。その変化の中に人間にとつて幸福なこともあるが、数え切れない悲しみがある。21世紀の現代に至っても世界の各地に紛争が絶えず、多くの人が苦しんでいる。

誰もが平和で安心して生きることができる社会、幸福感を持って生きることができる社会、

すなわち、ともに生きる社会（共生社会）の実現は、人類の悲願である。その実現の基盤として個人の道徳観・倫理観の確立が必須である。その上で、他者を思いやり、助け合う心と現実を改善するための行動力を身につけることが必要である。

このような意味を込めて、学則に「共生社会の実現に寄与する人材を養成する」と謳っている。また、その実現を目指して、発達教育学部と保健医療学部とを設置しているのである。

共生社会は、幼い子どもも高齢の人も、生活や学修上の障害や困難性のある人も、ない人も、ともに豊かに生きることができる社会である。福祉思想や社会観の進歩に伴い、障害などのある人を包み込む社会を実現する気運が高まっている。障害などのある人もない人も、地域でともに生きることを当たり前のこととする思潮が広まりつつある。本学は、そのような**共生**社会の実現を目指している。

現実の社会で主体的・自立的に生きることは、障害や困難性の有無にかかわらず、すべての人の権利である。この権利の実現には、教育、福祉、保健医療の各分野からの支援が必要不可欠である。本学は、教育・福祉・保健医療の各分野において、この理念のもとに社会の発展に寄与する有為な人材の養成を目指している。

3. 大学の使命・目的

学園建学の精神及び大学の基本理念を実現するために、二つの学部を置き、それぞれ以下の人材を養成する。

(1) 社会のニーズに応える

発達教育学部・発達支援教育学科では、障害や困難性のある子どもにも、ない子どもにも、一人ひとりに的確に対応できる小学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士等を養成する。

保健医療学部・理学療法学科では、障害児・者、高齢者等の運動障害に的確に対応できる理学療法士を養成する。

この2学部・2学科が目指す教育研究と人材養成は、まさに今日の社会のニーズに応えるものである。また、これらのニーズは、我が国にあっては、長期にわたって継続するものと考えられることである。

(2) 高い専門性を身につけ、心豊かな優しい支援者を育成する

今日、福祉思想や社会観の進歩に伴い、障害や困難性のある人も、ない人も包み込まれる社会を追究する気運が高まっている。幼い子どもも、高齢な人も、学修上の障害や生活上の困難のある人もない人も、ともに豊かに生きることができる社会の実現を目指している。

障害等についての学びを深め、多くを学び、障害や困難性に関する高い専門性を身につけ、子どもや高齢者、障害児・者等に的確に対応できる支援者、心豊かな優しい支援者を養成することを目指している。加えて、幅広い教養と確かな人間観・障害観と実践力を備えた人材の養成を期している。

4. 大学の個性・特色

発達教育学部と保健医療学部の2学部は、これからのが我が国の社会において、子どもの教育・保育の充実及び高齢社会における保健医療・福祉の向上が、極めて重要な役割を持つこととなることに鑑み、これらの分野に寄与することを目指して設置している。

2学部が、ともに我が国の社会の将来を見据えて、その向上に寄与しようという共通点を持って、同じキャンパス内で教育研究活動をしている。この点は、本学の大きな特色である。

発達教育学部においては、二つの点において特色がある。第一に、子どもの成長・発達の面と教育の面とは同時に進行するものであることを踏まえ、教育と保育とを総合的に把握した教育研究を推進する点である。第二に、生活や学習上に困難性を持つ子どもの増加傾向に対応できる人材を養成することをねらいとして、特別支援に関する教育研究を充実させている点である。

保健医療学部における特色は、理学療法に関する専門学科として、先進的な研究を推進するとともに、この分野で指導的な高度の知識と技能を持った人材を養成することである。基礎的、応用的な研究の成果を臨床の場で活用できる技術的開発を行い、地域の医療機関との連携を深め、地域医療の充実に寄与することである。

II. 沿革と現況

1. 学校法人植草学園の沿革

- 明治 37 年 11 月 植草学園の源流である「千葉和洋裁縫女学校」を千葉県千葉町（現千葉市中央区院内）に設立
- 昭和 21 年 9 月 千葉市弁天町（現千葉市中央区弁天）に移転
- 昭和 23 年 6 月 「千葉和洋裁縫女学校」を「植草文化服装学院」に改称
- 昭和 23 年 10 月 植草文化服装学院の組織を財団法人とする。
- 昭和 25 年 10 月 植草文化服装学院が「高等学校家庭科教員免許指定校」に指定される。
- 昭和 26 年 1 月 財団法人を「学校法人植草学園」に組織変更
- 昭和 34 年 4 月 「植草家政専門学院」を設立
- 昭和 47 年 4 月 「植草幼児教育専門学院」及び「植草学園幼稚園」を設立
- 昭和 47 年 10 月 「植草学園幼稚園」を「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」に改称
- 昭和 51 年 4 月 学校教育法の改正により、専修学校制度が発足し、校名を改称
「植草文化服装学院」は「植草文化服装専門学校」となる。
「植草家政専門学院」は「植草家政高等専修学校」となる。
「植草幼児教育専門学院」は「植草幼児教育専門学校」となる。
「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」は「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」となる。
- 昭和 52 年 4 月 「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を千葉市高洲（現千葉市美浜区高洲）に設立
- 昭和 54 年 4 月 「文化女子高等学校」を設立
- 昭和 57 年 3 月 「植草家政高等専修学校」を廃止
- 昭和 60 年 4 月 「文化女子高等学校」を「植草学園文化女子高等学校」に改称
- 平成 9 年 3 月 「植草文化服装専門学校」を廃止
- 平成 11 年 4 月 「植草学園短期大学」を設置（千葉市若葉区小倉町）
福祉学科（地域介護福祉専攻、児童障害福祉専攻）を設置
- 平成 13 年 4 月 植草学園短期大学に専攻科児童障害福祉専攻を設置
- 平成 15 年 4 月 植草学園短期大学専攻科の「児童障害福祉専攻」を「特別支援教育専攻」に改称
- 平成 20 年 3 月 植草幼児教育専門学校を廃止
- 平成 20 年 4 月 「植草学園大学」を設置（千葉市若葉区小倉町）
発達教育学部発達支援教育学科、保健医療学部理学療法学科を設置
「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」を「植草学園大学附属弁天幼稚園」に改称
「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を「植草学園大学附属美浜幼稚園」に改称
- 平成 21 年 1 月 植草学園大学図書館（大学・短期大学共用）を開設
- 平成 21 年 4 月 植草学園短期大学に専攻科介護福祉専攻を設置

「植草学園文化女子高等学校」を「植草学園大学附属高等学校」に改称
 「植草弁天保育園」を設置（千葉市中央区弁天）

- 平成 21 年 10 月 植草学園大学相談支援センターを開設
- 平成 26 年 4 月 植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センターを開設
- 平成 27 年 4 月 植草学園大学相談支援センターを改組し、植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センターを開設

2. 本学の現況

- ・大学名 植草学園大学
- ・所在地 千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3
- ・学部の構成

学 部	学 科
発達教育学部	発達支援教育学科
保健医療学部	理学療法学科

- ・学生数、教員数、職員数

学部・学科の定員（入学・収容）及び入学者・在学者数 (各年度 5 月 1 日現在)

学部・学科等の名称		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	備 考
発達教育学部	入学定員	140	140	140	140	140	
	入学者数	145	126	154	131	134	
	収容定員	560	560	560	560	560	
	在学者数	423	488	552	547	548	
保健医療学部	入学定員	40	40	40	40	40	
	入学者数	51	48	46	45	46	
	収容定員	160	160	160	160	160	
	在学者数	174	190	201	194	176	
合 計	入学定員	180	180	180	180	180	
	入学者数	196	174	200	176	180	
	収容定員	720	720	720	720	720	
	在学者数	597	678	753	741	728	

教員数

(平成27年5月1日現在)

学部・学科等	専任教員数					助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計		
発達教育学部・発達支援教育学科	14	9	2	0	25	2	
設置基準数（別表第一）	5		5		10		
保健医療学部・理学療法学科	6	4	2	2	14	2	
設置基準数（別表第一）	6		6		12		
大学全体設置基準数（別表第二）	6		5		11		
計	20	13	4	2	39	4	
設置基準数	17		16		33		

職員数

(平成27年5月1日現在)

	正職員		嘱託		パート(アルバイト含む)		派遣		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	18	20	4	4	12	19	0	5	34	48
合計	38		8		31		5		82	
%	46.3		9.8		37.8		6.1		100.0	

注 職員数は学校基本調査では、大学担当職員及び短大担当職員と区分して表示しているが、本資料では大学及び短大の担当職員の合計者数を表示している。

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

«1-1 の視点»

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づいて学則第 1 条に明確に示してある。また、設置している両学部（発達教育学部と保健医療学部）の教育目的は、それぞれの学部規程第 2 条に明確に、また、簡潔な文章として定めてある。

（【資料 1-1-1】平成 27 年度植草学園大学履修要項 P. 99）

「植草学園大学の使命・目的等」

植草学園大学（以下「本学」という。）は、我が国の伝統と文化に基づく德育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国の文化の発展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成することを目的としている。

（【資料 1-1-2】植草学園大学学則第 1 条）

学則第 1 条の「広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し」と述べている部分が、教育研究に関する目的を表し、「我が国の文化の進展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成」と述べている部分が、社会に対する使命を表している。

また、学部の教育目的は、学則に基づきながら、これを一層具体化し明確にしたものである。

1-1-② 簡潔な文章化

両学部とも、当該学部の専門領域を生かし、養成する人材像に配慮して、次のように簡潔な文章で明確化してある。

「発達教育学部の教育目的」

本学部は、幼児及び児童等の保育と教育に関し、専門的な知見と能力を備え、特に生活上學習上の障害や困難性に関する理解と対応能力又は知的障害等発達障害、肢体不自由及

び病弱に関する専門的な知見と支援能力を備え、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭等として、保育及び教育の向上に寄与する人材を養成するとともに、幼児及び児童等の成長と発達並びに障害や学習上生活上の困難性等に関する研究及びそれらの関連領域に関する研究を推進することを目的とする。

(【資料 1-1-3】発達教育学部規程第 2 条)

「保健医療学部の教育目的」

本学部は、人間性の尊重を基本に、保健医療福祉の科学的知識と技術を追求し、より豊かな社会の創造的担い手となる医療専門職を育成するとともに、医療に関する学術研究を推進し、医療技術の進歩に寄与することを目的とする。

(【資料 1-1-4】保健医療学部規程第 2 条)

以上の状況から、使命・目的及び教育目的については、明確性が確保され、簡潔な文章化ができていると判断した。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 20 年に開学した。開学に当たって、我が国のこれから社会を予測して、本学が果たすべき使命・目的等を設定しており、その必要性・重要性は一層高まっている。当面、使命・目的について改善の必要があるとは考えていない。これまでの成果を踏まえて、一層教育面においても研究面においても、また施設・設備の面においても強化充実させていくべきである。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

発達教育学部の使命・目的は、子どもの成長・発達と子どもの教育とを総合的に把握し、少子社会における子どもの教育及び保育の分野において有為な人材を養成しようとするものである。特に、種々の困難性や障害を持つ子どもが増加傾向にあり、特別な配慮と支援の必要性が高まっている。このような状況に適切に対応できる人材を養成することが本学部の個性であり特色である。この特色は、大学の社会的使命という観点からも適切である。また、この特色は、学部規程に具体的に明示してある。

保健医療学部の使命・目的は、理学療法の教育研究を通して、人間性に優れた理学療法

士を養成し、高齢社会に貢献しようとするものである。千葉地域を中心とした理学療法の普及・高度化に寄与しようとするもので、大学の使命として適切である。また、人間性に優れた医療職を養成するという特色は、学部規程に明示してある。

1-2-② 法令への適合

本学の設置については、大学設置基準に基づいて設置認可申請を行い、文部科学省大学設置・学校法人審議会の審議を経て、平成19年12月に設置認可を得た。

発達教育学部発達支援教育学科においては、教職課程（小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状が取得可能）と保育士養成コースとを設置してある。教職課程については、教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて認可申請を行い、平成19年に文部科学省における教職課程設置認可を得た。保育士コースについては、平成19年に児童福祉法及び同法施行規則等に定めるところに従って、厚生労働省に申請し、指定保育士養成施設としての許可を得た。

保健医療学部理学療法学科においては、理学療法士及び作業療法士法、及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づいて、平成19年8月に理学療法士学校として指定申請を行い、文部科学省の承認を得て、平成20年4月から開設した。

以上、いずれの資格・免許においても、法令への適合性の確認を得て、開設しており、その適合性を維持している。

1-2-③ 変化への対応

大学が社会に対する使命を持ち、目的を持った教育研究活動をしている以上、社会における必要性の変化に応じて使命・目的を再検証し、改善するという姿勢を常時、保持していることが必要である。また、大学は、教育研究機関として将来を予測し、よりよい社会の実現を目指して一歩先を行く施策の基盤形成にも寄与しようとする気概を持つべきである。この原則に基づいて、将来構想や中期計画を立案する中で状況の変化に対応していく。

中長期的な方針と計画を立てる組織として、常務会の下に植草学園将来構想等検討会議が設置されており、学園全体の将来構想及び中期計画を審議する組織である。大学では将来構想検討委員会において大学の将来構想を検討している。これらの会議は、年1~2回開催されている。また、これらの会議開催の前に大学運営協議会や大学・短期大学運営会議において、将来構想について意見交換を行い、将来進むべき方向に関する認識を共有するようにしている。

（【資料1-2-1】学校法人植草学園中期計画（平成24年度～平成29年度）

なお、平成23年度に、大学将来構想検討委員会の示す構想に基づいて平成29年度までを想定した「中期目標・中期計画（平成24年度～平成29年度）」を策定した。25年度には、これを見直し「植草学園大学 教育研究に関する中期目標・中期計画 〈平成26年度版〉」を作成した。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

将来構想を検討する機会及び中期計画を策定する機会に使命・目的等についても検討し

ている。また、日常的に教職員の間で使命や目的等について、誰でも気兼ねなく発言したり議論したりできる学内空気の風通しを良くしておくとともに、各種委員会等における発言を探り挙げることができる組織としておくこととする。

また、「中期目標・中期計画」は、毎年度、計画の進捗状況を勘案し、社会の変化に応じるよう具体的な記述について微調整し、その結果について、全教職員に周知し、全教職員が共通認識を持って、授業や業務を遂行することとする。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

«1-3 の視点»

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員への理解と支持

大学設置を構想し、設置準備を進める段階から理事長、学長（予定者）、事務局長等が綿密に社会情勢を分析し、建学の理念が社会に浸透することを目指して、議論を重ね、大学の基本的な方針を定めたもので、理事会、評議員会においてもその方針が審議され、支持された。

大学開設の際には、全ての教員及び職員に大学設置の趣旨（使命・目的等を含む）を説明した。その後も、毎年度当初に全教職員に対して、理事長或いは学長が説明し、使命・目的等の一層の浸透を図っている。また、平成21年度以来、年度ごとに基本方針・目標を定めている。その中で本学の使命・目的について学則に定めるところを具体的に記述している。

1-3-② 学内外への周知

本学の使命・目的は、学内に対しては教授会及びFD研修会において採りあげて説明し、周知を図っている。教職員は、その意を体して業務に当たっており、支持されている。学外に対しては、冊子『大学案内』、インターネットを利用したホームページ、教育情報の公表（ホームページに掲載）、大学ポートレート、学校説明会、オープンキャンパス、公開講座、実習校・実習施設との連絡調整会議など、さまざまな機会を捉えて周知を図っている。

オープンキャンパスにおける高校生の声や高等学校教員の声から、本学が福祉、幼児教育、特別支援教育、保健医療福祉に特徴があるという認識が浸透しつつあることが感じられる。

また、両学部の卒業者は、それぞれの専門性を生かした学校、幼稚園、保育所、医療機

関等へ就職しており、専門職への就職率が高い（発達教育学部 88.8%，保健医療学部 100% 程度 47 ページ参照）状態が継続されており、教育目的が有効に機能している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

学園将来構想等検討会議及び大学将来構想検討委員会において、中期・長期的な計画を検討している。その議論は、建学の精神とともに本学の使命・目的に照らして検討されており、計画の中に反映されている。

《三つの方針への反映》

三つの方針は、資料 1-3-1 のとおりである。ディプロマポリシーについては、中期目標・中期計画に反映されている。

（【資料 1-3-1】植草学園大学：三つのポリシー）

カリキュラムポリシーについては、カリキュラムの改訂に合わせて 24 年度に改めた。それは、平成 23 年度、開学して 4 年目に当たり、4 年制が一巡したこと、この 4 年間の実態を省みて、5 年目以降のカリキュラムを改訂したことによるものである。

改訂の主なねらいは、両学部とも資格や免許を取得させるに当たって、職業現場の体験を強化し、社会人、職業人としての意識の向上を図ることにあった。学外における実習や職場体験によって、職業に関する学生の意識が大きく変わることが多い。このことを生かして、早期から職場体験ができるようにカリキュラム中に進路に関わるボランティア体験を単位認定できる科目を置いたり、現職者を招いた授業を開設したりできるようにした。また、キャリアとしての資質や能力を養う科目を開設した。このことは、学生の勉学意欲の向上につながると考えてのことである。現行のカリキュラムポリシーは、このようなカリキュラムの改訂を受けて明文化したものである。また、このような考え方から作られているカリキュラムポリシーは、本学の使命・目的を具現化するものである。

中期目標・中期計画及び三つの方針への使命・目的及び教育目的の反映状況については、次のような関係として整理できる。

使命・目的	中期目標	三つのポリシー(全学)
植草学園大学学則第1条 植草学園大学は、我が国の伝統と文化に基づく 德育 を教育の根幹とする 学園建学の精神に則り、 広く知識を受け、人格の	1 教育内容及び教育の成果 a 建学の精神に則り、将来、教育者、保育者あるいは医療従事者となることを踏まえて、 倫理観と公共心を高め、協調して学生生活を実りある	学位授与方針（ディプロマポリシー） 1、德育を教育の根幹とする建学の精神に基づき、 豊かな情操と高い倫理観・道徳心を培い 、人類の福祉の向上に貢献できる人材であること。

<p><u>陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国の社会の発展及び文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。</u></p>	<p>ものとする態度を養う。</p> <p>b 新入学生の学力を把握し、適切な初年次教育を実施し、学生の学力の向上を図る。</p> <p>c 教養教育においては、幅広い学修に基づいて、<u>豊かな教養</u>を養い、徳性の向上を図る。</p> <p>d 専門教育においては、<u>専門分野における知識とともに、実践能力</u>を高める。</p>	<p>2、<u>幅広い教養、高度な知識及び優れた技能</u>を身につけ、共生社会の実現を目指し、時代や地域のニーズに応えることができる専門職業人であること。</p> <p>教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー） <u>幅広い教養</u>を基礎に置き、<u>専門分野</u>に関する授業科目を学部の特長を生かし、かつ体系的・段階的に構成し、学位授与方針の示す人材養成方針の実現を図る。</p> <p>入学者選抜方針（アドミッションポリシー） 本学では德育を教育の根幹とする学園建学の精神にのつとり、<u>豊かな人間性と高い倫理観</u>を培い、誠実に生きる人材の育成をめざして選抜を行います。なお、教育・保健医療・福祉の従事者に不可欠な、健全な心と身体、<u>高度な専門知識・技術と総合的実践力</u>、思いやりと支え合いの優しい感性を備えた人材の養成をめざします。 従って入学試験にあたっては、いわゆる学力のみではなく、それに加えて入学後真剣に専門分野の知識や技術を学ぼうとする情熱・意欲・感性をもつ者、あるいは今後それが期待できる者を選抜します。</p>
---	--	---

なお、発達教育学部、保健医療学部の両学部において、それぞれ三つのポリシーを策定している。上記の全学のポリシーを受けて、それぞれの学部学科の特色に基づいて具体化している。学部の教育目的は、それぞれのポリシーに反映されている。その関係は以下のとおりである。

発達教育学部の教育目的	発達教育学部の三つのポリシー
<p>発達教育学部規程第2条</p> <p>本学部は、<u>幼児及び児童等の保育と教育に関し、専門的な知見と能力を備え、特に生活上学修上の障害や困難性に関する理解と対応能力または知的障害等発達障害、肢体不自由及び病弱に関する専門的な知見と支援能力を備え、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭等として、保育及び教育の向上に寄与する人材を養成するとともに、幼児及び児童等の成長と発達並びに障害や学修上生活上の困難性等に関する研究及びそれらの関連領域に関する研究を推進することを目的とする。</u></p>	<p>学位授与方針（ディプロマポリシー）</p> <p>発達教育学部発達支援教育学科では、德育を教育の根幹とする建学の精神に基づき、子どもの教育・保育や発達支援に携わる人材を育成するため、以下に掲げる資質及び能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間の成長・発達を身体・心理・言語・文化・社会など幅広い視点から理解できる力 2. <u>小学校教育、特別支援教育、幼児教育、保育などの各分野で必要な専門性をもった対応ができる力</u> 3. <u>障害によるさまざまな困難を抱える子どもを理解し、適切な対応や支援ができる力</u> 4. 子どもに対して教育・保育や発達支援に関する取り組みを実践できる力 5. 地域の人々や関係機関と連携し、地域社会に貢献することができる力 6. 自分のキャリアを主体的に考え、形成できる力 <p>教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）</p> <p>発達教育学部発達支援教育学科では、德育を教育の根幹とする建学の精神に基づき、子どもの教育・保育や発達支援に携わる人材を育成するため、以下の観点から教育課程を編成し、教育を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間の成長・発達について、身体・心理・言語・文化・社会などの広範な科目により、<u>幅広い視点から理解できる力を育成する。</u>

2. 「小学校教育」，「特別支援教育」，「幼児・保育」，「子ども発達」の四つの専攻分野を設け，各分野で必要とされる専門的な知識・技能をもつた人材を育成する。
3. どの専攻分野においても，特別支援教育に関する科目を通じて，障害によるさまざまな困難を抱える子どもを理解し，支援できる力を育成する。
4. 参観実習や教育実習・保育実習などの現場体験により，子どもに対して教育・保育や発達支援の関わりができる実践力を育成する。
5. 実地演習などの科目を通して，教育や保育に関するボランティアなどに参加することにより，地域の人々や関係機関と連携し，地域社会に貢献できる力を育成する。
6. キャリア演習などの科目により，自分のキャリアを主体的に形成していく力を育成する。

入学者選抜方針（アドミッションポリシー）

1. 子どもやその発達に关心があり，教育・保育，発達支援の発展に貢献する意思がある人
2. 教育・保育への取り組み，子どものかかえる問題や困難への支援に关心がある人
3. 専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人
4. 子どもとその発達，教育・保育の学びに主体的に取り組もうとする意欲のある人
5. 教育，保育，発達支援などの学びと実習に粘り強く取り組み，努力を惜しまない人
6. 教師・保育者等に望まれる感性・知性，人格，優しさ・思いやり，誠実さなどをもちえる人

	7. 自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活ができる人
--	--------------------------------------

保健医療学部の教育目的	保健医療学部の三つのポリシー
<p>保健医療学部規程第2条</p> <p>本学部は、人間性の尊重を基本に、保健医療福祉の科学的知識と技術を追求し、より豊かな社会の創造的担い手となる<u>医療専門職</u>を育成するとともに、医療に関する学術研究を推進し、医療技術の進歩に寄与することを目的とする。</p>	<p>学位授与方針（ディプロマポリシー）</p> <p>保健医療学部理学療法学科では、德育を教育の根幹とする建学の精神に基づき、保健医療に関する専門的・科学的な知識及び実践能力を備えた地域社会に貢献できる医療専門職を育成するため、以下の資質及び能力を身につけ所定の単位（126単位）を修得した学生に学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 人間や社会に対する理解や生命の尊厳について深く認識し、<u>保健医療専門職</u>にふさわしい高い倫理観を身に附けている。 2. 高齢化社会における多様なニーズに対応できる専門的知識と実践能力を身に附けている。 3. 広い視野を持ち保健・医療におけるチームの一員として正しい理解と適切な協働関係を発展させる能力を身に附けている。 4. 関連する諸機関や人々との連携を保ち地域社会に貢献する能力を身に附けている。 5. リハビリテーションの発展に寄与できる科学的态度を身に附けている。 6. 生涯にわたり医療専門職として成長できる能力を身に附けている。 <p>教育課程編成・実施方針(カリキュラムポリシー)</p> <p>植草学園大学保健医療学部理学療法学科では、德育を教育の根幹とする建学の精神に基づき、保健医療に関する専門的・科学的な知識及び実践能力を備えた地域社会に貢献できる医療専門職を育成するため、以下の観点から教育課程を編成し教育を実施す</p>

	<p>る。また、科目の順序性については、基本的に基礎科目から専門科目へと進めるが、教育的効果に配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 基本人権を尊重し、保健・医療・福祉を受ける人の生活観や価値観を理解し、<u>高い倫理観</u>を身につけるよう学ぶ。2. 人間を取り巻く環境と健康、病気、障害へのメカニズムや回復過程を総合的に学び理解する。3. 理学療法士としての職業的アイデンティティを育成するために、早期実習を実施し、専門的学習を系統的に行う。また、<u>臨床実践能力を養う</u>ために、評価学、治療学、生活支援の学理と実践を統合的に学修する。4. 臨床実践能力の評価としては、OSCEにより客觀性を担保して行う。5. 保健医療活動の社会における意義や重要性を理解し、リハビリテーションの地域における役割を修得する。6. 保健・医療・福祉の<u>専門職</u>としての問題解決能力及び生涯学習の資質を養い、卒業後も自己研鑽への能力を養う。7. 卒業研究により、理論的、研究的能力を養う。 <p>入学者選抜方針（アドミッションポリシー）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生命や人間の健康に关心があり、<u>保健医療の発展に貢献する</u>意志がある人2. 人間の身体の動きの仕組み、その疾病や障害及び治療方法に关心がある人3. 専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人
--	---

	<p>4. より高い知識・技術を習得するため、自主的・積極的に学ぶ意欲と情熱をもっている人</p> <p>5. 勉学・学習上の困難に直面したとき、それを乗り越えるための努力ができる人</p> <p>6. <u>医療職をめざす者としてふさわしい品格、礼節、モラル、思いやりを備えている人</u></p> <p>7. 自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活を送ることができる人</p>
--	---

(【資料 1-3-1】植草学園大学：三つのポリシー)

(【資料 1-3-2】発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー)

(【資料 1-3-3】保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー)

1-3-④ 使命・目的等と教育研究組織の構成との整合性

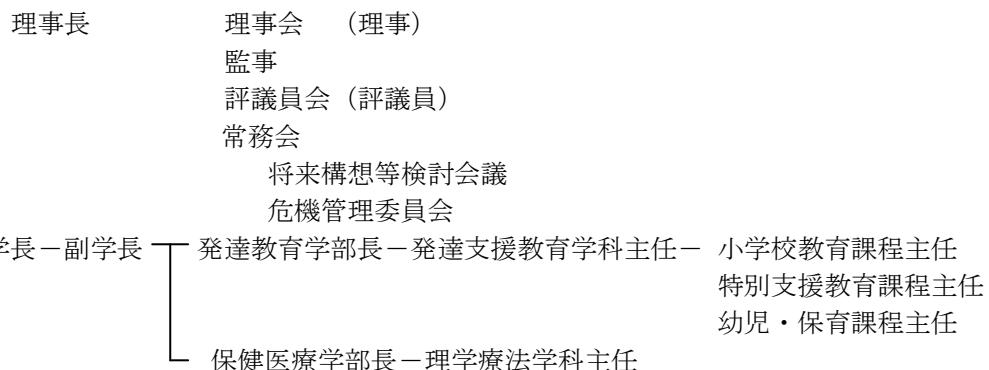
《学部、学科の構成》

本学の使命・目的等に基づいて、二つの学部と二つの学科を置いている。

発達教育学部においては、学部規程に定めている教育目的を実現するため、発達支援教育学科を置いている。発達支援教育学科においては、小学校教諭一種免許状、特別支援学校一種免許状、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格を取得出来るようにして、それぞれの人材養成において学部の使命・目的等との整合性を確保している。

保健医療学部においては、学部規程に定めている教育目的を実現するため、理学療法学科を置いている。理学療法学科においては、理学療法士資格（国家試験受験資格）を取得することができる。

上記のように、学部学科の構成は、本学の使命・目的に沿って組織されている。その教育研究を推進する組織は、以下のように構成しており、本学の使命・目的等との整合性が保たれている。教育内容、教育課程、学生数、授業の受講者数等の観点からも、使命・目的に照らして整合性を保証できる規模で遂行している。

《教育研究組織の概要》**・管理組織****・学生指導体制**

発達教育学部	クラス担任教員 (第1学年～第2学年, 3クラス各2人)
保健医療学部	クラス担任教員 (第1学年～第4学年, 1クラス各2人)

・学長を長とする委員会等

(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
運営協議会	全般にわたる方針の協議	総務課
大学人事委員会	採用及び昇任人事	総務課
大学将来構想検討委員会	将来構想	企画・情報管理室

・副学長を長とする委員会

(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
自己点検評価委員会	自己点検評価	企画・情報管理室
FD委員会	授業改善	企画・情報管理室

・全学委員会

(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
教務委員会	教育課程, 単位認定, 転学, 退学等	教務課
学生委員会	学生の課外活動, 厚生, 獎学金等	学生課
ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止	総務課
入試委員会	入学試験全般	入試・広報課
出題採点部会	出題, 採点	入試・広報課
研究委員会	研究活動, 研究紀要	総務課
研究倫理委員会	研究倫理審査	総務課
国際交流委員会	国際交流	教務課
遺伝子組換え実験安全委員会	安全確保	総務課
動物実験委員会	安全確保, 安全管理	総務課
同窓会協力委員会	運営協力, 活動支援等	キャリア支援課

・教授会

発達教育学部教授会－教員会議（学科会議）－課程会議

保健医療学部教授会－教員会議（学科会議）

・学部に置く委員会

＊全学委員会の委員は、学部の同一委員会の委員を兼務する。

＊学外実習及びキャリア支援関係の委員会は、次のようにそれぞれの学部に置いている。

(委員会等の名称)

(担当事務局)

発達教育学部

合同実習委員会

実習支援室

小学校実習委員会

特別支援教育実習委員会

幼稚園実習委員会

保育実習委員会

介護等体験実習委員会

教職実践演習運営委員会

キャリア支援委員会

キャリア支援課

保健医療学部

実習委員会

実習支援室

実習運営委員会

キャリア支援委員会

キャリア支援課

・学園全体及び大学と短期大学が合同で置く委員会等

(委員会等の名称)

(主な職務)

(担当事務局)

大学・短期大学運営会議

運営に係る重要事項の連絡調整

総務課

図書館運営委員会

運営方針,購入図書の選定等

学術情報室

入試広報戦略委員会

学生募集,広報,入学試験

入試・広報課

健康管理委員会

学生の健康管理,感染症の予防・対策等

学生課

教育職員免許状更新講習運営委員会

企画立案,実施,修了認定

教務課

教育職員免許法認定講習運営委員会

企画立案,実施,修了認定

企画・情報管理室

子育て支援・教育実践センター運営委員会

事業計画,評価及び運営等

教務課

附属高校連絡協議会

大学,短大及び高校間の連携等

弁天事務部

附属幼稚園運営委員会

運営,点検評価,実習生の受入れ等

実習支援室

保育園運営委員会

運営,点検評価,実習生の受入れ等

総務課

後援会協力委員会

運営協力,活動支援等

総務課

地震対応室

地震等緊急時の対応

総務課

環境委員会

環境保護・改善

財務課

情報委員会

情報環境

企画・情報管理室

公開講座委員会

公開講座

教務課

障害のある学生支援会議

障害のある学生の支援

学生課

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的等と教育研究組織とは整合性がとれており、当面、改善する必要性がないが、将来的には、使命・目的等の調整或いは教育上の効率化に合わせて、組織を改善し、整合性を向上させるという認識を持ち続け、遅滞なく改善・向上策を立てることとする。

（【資料 1-3-4】学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）

[基準 1 の自己評価]

使命・目的については、1-1 明確性、1-2 適切性及び 1-3 有効性のいずれも基準を満たしており、総合的に見て、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

【資料 2-1-1】に示すように、大学全体、発達教育学部及び保健医療学部ともに入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確にし、入学試験要項及びホームページ等に明示し周知を図っている。大学ガイドブックでは、具体的な人材育成の方向性を示し、受け入れ方針がどのような姿として具現化するかを示している。入学試験要項、大学ガイドブックは、全国の高等学校等に送付している。学校説明会・オープンキャンパス等では高校生及び保護者に配布するとともに、受け入れ方針を説明し、周知を図っている。加えてオープンキャンパスでは、模擬授業や体験コーナーを通して各学部学科の教育内容、特色の紹介を実施し、希望者には各学部で個別に相談を行い、教育内容及び教育課程の詳細な説明を行っている。進学ガイダンスやいわゆる出前授業の折にも、入学試験要項と大学ガイドブックを配布し、各学部の受け入れ方針と育成したい人材の説明を行っている。

（【資料 2-1-2】大学案内 UEKUSA 2016 GUIDE BOOK）

（【資料 2-1-3】高校訪問・ガイダンス等実績表）

（【資料 2-1-4】オープンキャンパス参加者数一覧）

（【資料 2-1-5】オープンキャンパス タイムスケジュール）

（【資料 2-1-6】学生時間割紹介チラシ）

（【資料 2-1-7】保健医療学部 理学療法士の仕事）

以上のように機会を逃さず入学者受入れの方針の周知を図っており、本学に関心のある高校生には理解を得られている。

(【資料 2-1-8】植草学園大学・植草学園短期大学 入学試験要項 2016)

大学全体及び各学部学科の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)

植草学園大学（大学全体としての受け入れ方針）

本学では德育を教育の根幹とする学園建学の精神にのっとり、豊かな人間性と高い倫理観を培い、誠実に生きる人材の育成をめざして選抜を行います。なお、教育・保健医療・福祉等の従事者に不可欠な、健全な心と身体、高度な専門知識・技術と総合的実践力、思いやりと支え合いの優しい感性を備えた人材の養成をめざします。

従って入学試験にあたっては、いわゆる学力のみではなく、それに加えて入学後真剣に専門分野の知識や技術を学ぼうとする情熱・意欲・感性をもつ者、あるいは今後それが期待できる者を選抜します。

発達教育学部 発達支援教育学科

1. 子どもやその発達に关心があり、教育・保育、発達支援の発展に貢献する意思がある人
2. 教育・保育への取り組み、子どものかかる問題や困難への支援に关心がある人
3. 専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人
4. 子どもとその発達、教育・保育の学びに主体的に取り組もうとする意欲のある人
5. 教育、保育、発達支援などの学びと実習に粘り強く取り組み、努力を惜しまない人
6. 教師・保育者等に望まれる感性・知性、人格、優しさ・思いやり、誠実さなどをもちえる人
7. 自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活ができる人

保健医療学部 理学療法学科

1. 生命や人間の健康に关心があり、保健医療の発展に貢献する意志がある人
2. 人間の身体の動きの仕組み、その疾病や障害及び治療方法に关心がある人
3. 専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人
4. より高い知識・技術を習得するため、自主的・積極的に学ぶ意欲と情熱がある人
5. 勉学・学修上の困難に直面したとき、それを乗り越えるための努力ができる人
6. 医療職をめざす者としてふさわしい品格、礼節、モラル、思いやりを備えている人
7. 自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活を送ることができる人

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者受け入れの方針の周知については前述のとおりであり、入学者選抜全般に関しては「植草学園大学入学者選抜規程」に規定し、組織として「植草学園大学入試委員会規程」に基づいて「植草学園大学入試委員会」を設置し、入学者受け入れ方針に沿った入学者選抜の在り方、入学試験の制度に関する基本的事項、入学試験に係る広報に関する事項、その他入学試験に関する重要事項について審議を行っている。

加えて学部ごとに学部入試委員会を設置して、学部の特色に応じた入学試験の制度に関する事項、その他入学試験に関する事項等を審議している。

大学入試委員会の下に、学力検査等に係る出題及び採点を行うために「出題・採点部会」を設置し、入試問題の作成及び答案の採点を行っている。

入学者の決定は、「植草学園大学入学者選抜規程」に従い、各学部教授会構成員で判定会議を開催し、入学者選抜方法の種別に応じて調査書、学力試験、面接及び小論文等を総合判定して決定している。

入学者選抜方法の種別は以下のとおりである。入学者の選抜方法を多様化させることによって、志願者の選択肢を広げ、多様な学生の受け入れに努めている。

[AO 入学試験]

学校説明会やオープンキャンパスの際に「事前説明・相談」を行い、「面接・小論文」の審査によって人物本位の選抜を行っている。受験生には本学の教育方針や教育内容の理解を得、また、本学は受験生の個性、考え方、意欲及び適性等を理解し、受験生と本学の相互理解のうえで入学の合否を決める試験である。

[推薦入学試験]

指定校制と公募制を設けている。本学を第1志望（専願制）とし、高等学校長が本学への入学者として適當と認め推薦し、心身ともに健康で学修態度・生活態度及び出席状況が良好であり、本学で学ぶことに意欲があり、本学への入学を強く希望する者が対象となる。

[植草学園大学附属高等学校特別選抜試験]

植草学園大学附属高等学校の生徒を対象とする試験である。学力基準を設けて、その基準を超える者のうち、本学に入学する意志のある者を附属高等学校長の推薦を得て受験する制度である。

[一般入学試験]

基礎的で一般的な学力を選択科目の筆記試験によって判定し、面接結果を加味して選抜している。試験は、A日程（2月）とB日程（3月）の2回実施している。

[大学入試センター試験利用入学試験]

平成21年度入学試験から導入している。センター試験における受験科目の得点によって合否判定を行っている。

[社会人特別選抜試験]

本学入学時に21歳以上の者、また社会において1年以上の就業経験がある者を対象とした試験である。

このほか、発達教育学部においては、帰国生徒特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験を実施しているが、この制度を利用した受験希望者は稀であって、これまで実際に入学した例はない。

<新入生対象スカラシップ制度>

平成 23 年度入学試験から導入している。一般入学試験 A 日程・大学入試センター試験利用入学試験 A 日程における成績優秀者（一般入学試験 A 日程合格者の成績上位 10%，大学入試センター試験利用入学試験 A 日程合格者の成績上位 20% の者）に対し、入学金の全額と 1～2 年次の授業料の 25% を免除する制度である。学力優秀な学生確保の手段として実施している。

（【資料 2-1-9】スカラシップ制度規程）

（【資料 2-1-10】平成 27 年度入試スカラシップ制度紹介チラシ）

<面接の重視>

附属高等学校特別選抜試験では、書類審査による基礎学力等の確認及び面接を実施して、意欲や資質の確認を行っている。社会人特別選抜試験では、両学部とも、小論文による基礎学力等の確認を行うとともに、書類審査・面接で、人物を確認している。

以上のように選抜方法の種別により内容を変え、工夫するとともに、多くで面接を取り入れ、受け入れ方針を個別的に確認するようにしている。

<学部による試験方法の異同>

各学部で受け入れたい人物像が異なるため、各選抜方法の種別において学部の特色に合わせて合否判定基準を定めている。

[発達教育学部]

入学者の関心や基礎学力等の資質について、調査書等の書類をはじめ、AO 入学試験にあっては課題小論文と 15 分間の面接、推薦入学試験では面接（指定校制）、国語による基礎学力試験と面接（公募制）、一般入学試験では国語または英語の学科試験と面接、大学入試センター試験利用入試では国語と他の 1 教科との 2 教科合計得点で判定している。面接をほぼ全入試で実施し、個々人の人間性や勉学意欲を確認するようにしている。

[保健医療学部]

調査書等の書類に加えて、AO 入学試験では関係領域に関する小論文による基礎学力試験と 15 分間の面接、推薦入学試験では面接（指定校制）、小論文による基礎学力試験と面接（公募制）、一般入学試験では、国語、数学、理科（生物基礎）、英語から 2 教科選択の学科試験と面接、大学入試センター試験利用入試では、国語、数学、理科、外国語から 2 教科 2 科目の高得点使用で実施し、関係分野への関心や勉学等への意志、基礎学力や資質の確認を行っている。

（【資料 2-1-8】植草学園大学・植草学園短期大学 入学試験要項 2016）

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員は、（【資料 2-1-8】植草学園大学・植草学園短期大学 入学試験要項 2016）に見られるとおり、開学以来変化はない。入学定員に沿った学生受入れ数は、発達教育学部では、徐々に入学者数が増加しているものの、まだ十分とはいえない。保健医療学部では、

開学時から定員を確保していたが、平成27年度入試(28年度入学者)では定員に満たなかつた。これは受験者数・合格者数は例年並みであったが、近隣に類似の学部を持つ大学が新設され、併願の受験生が増えたためと考えられる。今後、両学部の安定的な定員の確保を目指すように努めることが肝要である。

(【資料 2-1-11】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）)

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部ごとに育成する人材像が異なるため、学部ごとの受け入れ方針をいつそう明確に伝えるため、オープンキャンパスをはじめ、ホームページや配布媒体における学部ごとの表現内容・形態をさらに工夫する。

入試の方法については、各入試方法と入学後の成績や学習態度を分析し、改善方策を立てる。特に推薦入試の指定校の見直しや入試区分ごとの募集人数を再検討し、入学定員を確実に確保できるように改善する。

発達教育学部では、在籍者のうち、AO 入学試験による入学者の比重が少くない現状に鑑み、現在は調査書等の書類審査と課題小論文に依っている基礎学力や資質の確認について、育てたい人材に必要な資質と関連づけながら、基礎学力の確認方法、調査書の利用方法等について改善方策を計画する。

保健医療学部は、AO 入学試験による入学者については、総合的・多面的な基礎学力を把握するため、小論文による基礎学力試験の内容を更に精査する。また、一般入学試験による入学者については、選択教科・科目の適切性について、入学後の成績とも勘案し、分析し改善する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

《全学における方針の明確化》

建学の精神・大学の教育目的に基づいて全学の教育課程編成の方針が定められている。教養教育については、全学共通の授業科目として開設している。基礎科目、体育・スポーツ科目、国際コミュニケーション科目、基礎演習科目に区分している。

学生には、各区分から指定単位数を履修することを義務づけており、幅広い教養の育成、健康の維持増進、外国語運用の基礎力育成、情報機器や文章表現力の育成を図り、教育目的に沿って徳性と幅広い教養の育成に努めている。

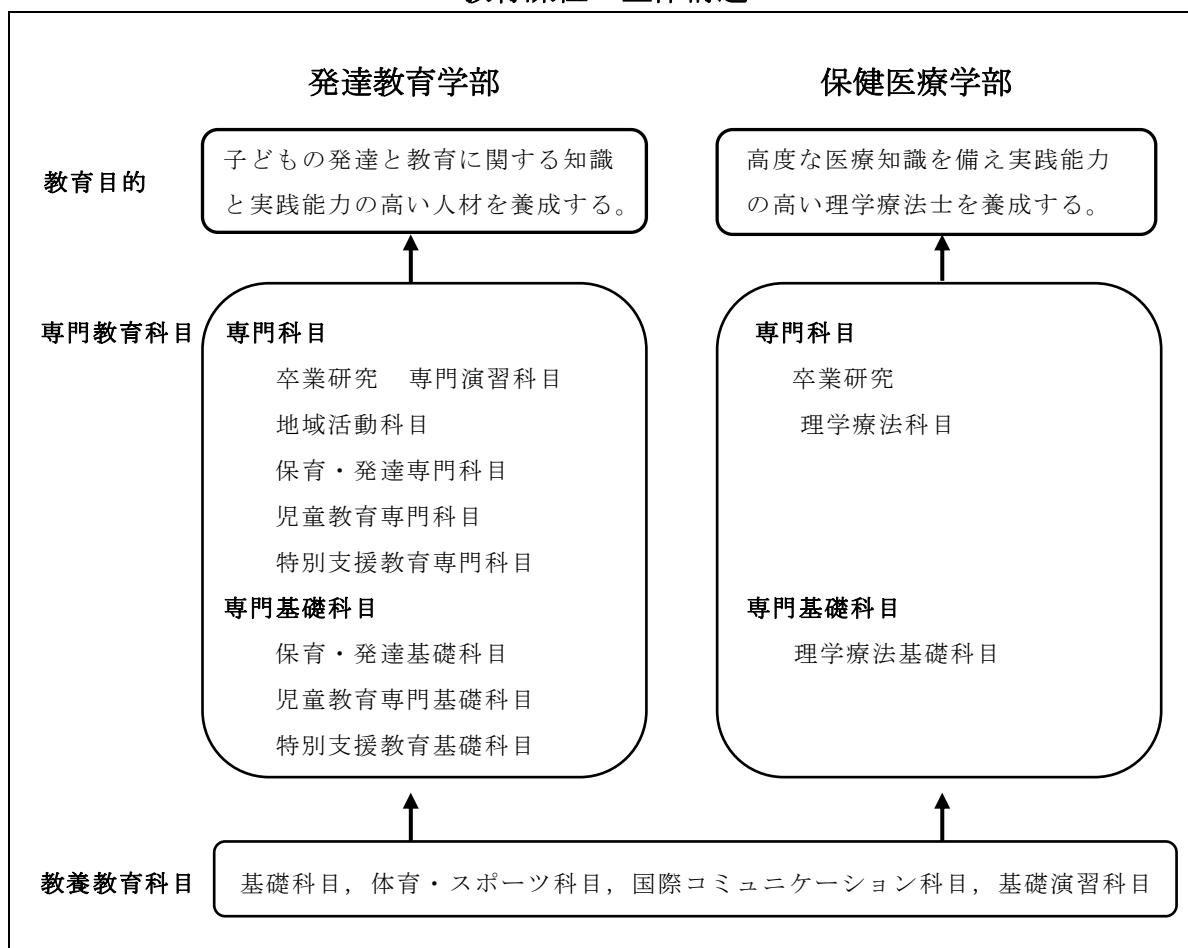
基礎科目には、人文科学、自然科学、社会科学の各分野にわたって基本的な授業科目を

開設している。また、本学建学の理念の周知を意図した科目「人間と道徳」を開講している。

教養教育に関するカリキュラムポリシーは、全学の教育課程編成・実施方針に簡潔に述べてある。

全学の教育課程編成・実施の方針に基づいて各学部学科の教育課程編成の方針が定められている。学科の教育課程編成と実施の方針は、専門教育、キャリア能力形成、専攻の特色への対応、授業計画と履修の在り方等に関して具体的に明示している。これらの方針は、全教職員に学科教員会議、課程会議等を通して周知されており、毎学年はじめの各学年の履修ガイダンスにおいて学生に説明している。また、ホームページに掲載するなどの方法によって公表している。

教育課程の全体構造



《各学部における方針の明確化》

発達教育学部の教育課程は、大学設置基準及び教員養成課程認定基準、保育士養成施設の設置要件を満たし、各課程の目的に基づいて体系的に編成している。教養教育科目及び専門教育科目とも学生の志向に対応できるように相当数の選択科目を設定している。それぞれの基準・設置要件を「履修要項」に掲載するとともに、基準等の求める個別の内容基準と対応する授業科目を対比させて、明確に示している。

保健医療学部の教育課程は、大学設置基準と厚生労働省の指定規則に規定されている要件を満たし、体系的に構成されており、教養教育科目を含め専門基礎科目から段階的にスムーズに専門教育に移行できるようになっている。規則の定めている要件に基づいた授業科目を「履修要項」に明示している。また、学生のモチベーションを高めるための専門科目を初年次から配置し、将来の医療人としての自覚を高めている。

教育課程の全容は、概要を下に記した。また、授業科目一覧はエビデンス集データ編表2-5 のとおりである。また、発達教育学部及び保健医療学部の教育目的と教育課程編成の全体構造は、図のように明確化できている。

《発達教育学部の教育課程の概要》

発達教育学部における教育目的は、建学の精神に基づいて学部規程に明記している。その趣旨は、社会の現状を十分に分析し、現在及び将来的に、広く要請されている幼児・児童等の成長発達、障害や学修上・生活上の困難性への支援に関する教育・研究を行うとともに、幼児・児童の保育と教育の分野において実践能力の高い人材を養成することである。

発達教育学部の教育課程の編成方針は、子どもの「発達」と「教育」とを総体的に理解し、保育・教育の実践に生かせる人材を養成するという学部の教育目的に合致するように設定している。さらに、教育課程の編成方針をいっそう明確にするため、小学校教育専攻、特別支援教育専攻、幼児・保育専攻のそれぞれの方針を次のように設定している。

小学校教育専攻においては、専門科目に加えて幼児・児童の保育と特別支援に関する科目を履修して、小学校教育の専門的な知見と能力を身につけるとともに、特別支援についての基礎的な知見と対応能力を持つことを方針としている。

特別支援教育専攻、幼児・保育専攻の科目の編成も、小学校教育専攻と同様に、専攻独自の科目を配置するとともに、他の専攻の基礎的な知識・能力を持つことができるようになりますことを方針として編成している。

特に、当学部の教育課程は、生活や学習上の困難性や障害を持つ子どもに対する特別支援に関して理解と対応能力を備えた人材を養成することに力点を置き、すべての課程において、特別支援教育に関する科目を 10 単位履修する教育課程を編成している。このような教育課程は、他の類例を見ないものである。普通の小学校や幼稚園、保育所における困難性を持つ子どもに対する教育的・保育的な面からの対応に関する内容を含む授業科目を 7 科目指定しており、内、2 科目を必修に、5 科目を選択科目に位置づけている。本学部教育課程のもっとも特色のある部分である。

なお、学生の関心が高い専門分野を深く学修し、それぞれの目指す方向に適切な指導を受けることができるよう、第3・4 学年に「専門ゼミナール」の科目を置いている。専門ゼミナールにおける専門領域の学力強化は、学生個々の専門力を高め、卒業研究へと発展している。

(【資料 2-2-1】発達支援教育学科の教育課程)

《教育課程の改善》

平成 24 年度から社会人職業人としての資質や能力を一層高めるため、カリキュラムを改訂した。また、このカリキュラムが複数の資格や免許を取得することを重視していた点を

反省し、専攻ごとの専門力強化、進路に応じた専門力強化の観点からカリキュラムの改訂を行った。インクルーシブ教育を踏まえ、現代社会のニーズも考慮したもので、このカリキュラムは平成 28 年度入学生から適用される。

平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、大垣共同で申請した文部科学省の「発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業」の採択を受け、発達障害のある幼児・児童、保護者を支える専門性向上のため科目の改善や、「障害のある子どもの I C T 活用」の科目等の新設により、実践力を高めた。

また、平成 27 年度文部科学省調査研究『総合的な教師力向上のための調査研究事業』の採択を受けて「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育カリキュラムの開発」を実施し、その研究成果をふまえて、発達教育学部の全学生が必修科目として履修する「インクルーシブ教育論」という科目を新設した。また、幼児・保育専攻の必修科目として「インクルーシブ保育」という科目を新たに開設した。

(【資料 2-2-2】平成 28 年度カリキュラム改訂の資料)

《保健医療学部の教育課程の概要》

人間性の尊重を基本に、保健医療福祉の科学的知識と技術を追求し、より豊かな社会の創造的担い手となる医療専門職を育成するとともに、医療に関する学術研究を推進し、医療技術の進歩に寄与することを目的としている。具体的には、理学療法士としての幅広い教養と倫理観を持ち、高度な医療に関する知識・技術を備え、実践能力の高い理学療法士を養成することである。

学年進行に合わせて教養教育科目、専門基礎科目、専門科目をバランスよく修得できるよう教育課程を編成し、上記の目的を達成するようにしている。教養教育科目においては「人間関係論」、「環境科学」、「コミュニケーション論」等の科目を設定し、現代社会への理解を深め、社会貢献を実践できるようにしている。専門基礎科目においては基礎、臨床、社会医学系の科目を配置して、専門科目学修の基盤を身に付けるとともに、特別支援教育概論並びに障害者・高齢者の福祉や心理に関する科目を置いて、多様化する社会のニーズに対応する能力を身に付ける。専門科目においては、高度な理学療法の実践に必要な知識、技術を身に付けるための理論科目や実習・研究法・セミナー・評価学に関する科目、運動療法学、物理療法学等系列別の科目を配置している。

(【資料 2-2-3】理学療法学科の教育課程)

《教育課程の改善》

平成 24 年度からカリキュラムを改訂した。改善は、教養的基盤の強化、実状に即した効率的なカリキュラムの策定、キャリア教育の強化の 3 項目を改善方針として改訂を行ったところである。具体的には、専門知識に必要な科学的基礎学力確保のためのリメディアル科目及び専門職意識を高めるためのキャリア科目を設定し、いっそう現場での実践力を高めるように改善した。

(【資料 2-2-4】平成 24 年度保健医療学部カリキュラム改善の概要)

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

《教育課程の体系的編成》

〔全学〕

教育課程は、大きな科目区分として、教養教育科目と専門教育科目の2群をもって構成している。

教養教育科目は、社会人（現代社会に生きる人びと）に共通に求められる知識や思考法を養うこと及び専門分野の学習への橋渡しとなる基礎的学力を養うことを目的としている。両学部に共通に開講している。

平成24年度に、外国語の授業科目にフランス語、ドイツ語を加え、英語の基礎力を全学生が保持できるようにプレースメントテストを実施し、補習クラスを設けた。また、25年度からは、新入生を対象としたプレースメントテストを導入し、学力別クラス編成を行うことによって基礎力を確保するとともに、上級者には高度の学力を身につけられるように改善した。平成27年度には、国語においても入学時にプレースメントテストを実施した。

専門教育科目は専門分野における基礎的・基本的な内容の科目を専門基礎科目として配置し、より高度で専門的な内容の科目を専門科目として配置している。

なお、平成26年度から授業科目にナンバリングを付し、教育課程の体系に沿った授業科目の位置づけを明示した。履修要項のカリキュラム表にナンバリングを記載し、それによって履修を進めるように学生に説明している。

（【資料2-2-5】英語、国語プレースメントテスト概要）

（【資料2-2-6】科目ナンバリング及び教育体系）

〔発達教育学部〕

発達教育学部においては、専門教育科目は、幼児の保育、幼児・児童の教育、特別支援教育の各分野に応じた科目群をまとめた小区分を設定している。

卒業に必要な単位数は、教養教育科目（基礎科目14単位、体育・スポーツ科目2単位、国際コミュニケーション科目4単位、基礎演習科目4単位）計24単位、専門教育科目（専門基礎科目28単位、専門科目38単位）計66単位、自主選択単位34単位、合計124単位である。

科目は体系的に配置し、履修学年に配慮して、目的に到達しやすい構造となっている。教育目的に沿って、専門教育科目が過不足なく備えられており、教育課程の内容が適切である。ただし、学部規程では、小学校教育専攻、特別支援教育専攻、幼児・保育専攻、子ども発達専攻の教育課程が一つの表に一覧となっているため、体系を明示していない。ただし、履修要項において専攻別のカリキュラム表を明示し、この点を補っている。

平成24年度から実施したカリキュラムについて見直しを行い、専攻別に指定履修科目を明確化し、専門分野の資質や学力を高めるように改善した。また、進路に関連したインターンシップ活動を単位認定する科目を各学年に配置し、主専攻の学修に重点を置いた教育課程に改訂した。併せて、第1学年から専攻別クラス編成とし、改訂の趣旨を実現する予定である。この改訂は、平成28年度入学生から適用されるが、その実施状況と効果を見極めることが求められる。

〔保健医療学部〕

教養教育科目は第1学年から第2学年に、専門基礎科目は第1学年から第3学年に、専門科目は主に第2学年から第4学年に配置して、段階的にスムーズに専門教育に移行できるような体系であり、卒業に必要な単位数は、教養教育科目26単位、専門教育科目のうち専門基礎科目39単位、専門科目61単位、計126単位である。

また、専門性に対する学生のモチベーションを高めるため、専門科目の講義、学内実習、学外実習ともに初年次から履修できるように配置している。

《教授方法の工夫・開発》

〔全学〕

科目ごとに、教育目的及び教育課程における位置づけを踏まえたシラバスを作成し、授業形態に合わせて教育方法が工夫されている。

教育方法については、個別指導を要する授業では少人数編成による授業とするなど、密度の高い授業ができるようにし、科目の特性に合わせて演習や実験・実習授業を展開するなど、様々な工夫を行っている。例えば、ピアノの演奏や伴奏しながら歌う科目では、個別指導を行う必要があり、一コマ90分の授業で10人程度を1クラスとして、同時に数クラス開講している。外国語科目においても1クラス20人を標準としてクラスを編成している。また、24年度に、外国語科目「英語」に学力別クラス編成を導入して、基礎学力の確保と上級者の学力向上を図り、体育科目は科目の種類を増やし、学生の科目選択の幅を広くするなどの改善を進めた。

教授方法の開発に関しては、英語教育に関して、英語担当教員と心理学担当教員が共同して、外国語学習における作業記憶の役割について研究を行い、その成果を「研究紀要」に公表するとともに、授業方法の工夫改善に役立てるなど、常に新しい教授方法の開発に努めている。

特に、学生に主体的な学修を促し学修時間の増加を図ることをねらいとして、FD研修会において主体的な学修(アクティブラーニング)に関する教員の理解と実践を促している。また、シラバスの書式を改善し、すべての授業に「予習、復習、展開」を記載しており、その記載に応じた授業(双方向型授業など)を展開するように求めた。その成果は、まだ明確となってはいない。学修時間調査では、学修時間がほぼ横這いである。

(【資料2-2-7】学修時間に関するアンケート調査結果)

〔発達教育学部〕

授業科目のうち、基礎・基本の科目を第1学年または第2学年に配置し、専門性の高い科目を第3学年以降に配置して、段階的・系統的な学修ができるようにしている。

授業方法は、科目の内容及び性格を考慮して、講義のほか、演習あるいは実習・実験などの授業形態や受講者数に応じて必要開講数を確保したり、双方向型授業、ディスカッション型授業、外部講師を招いた実践型授業を行ったりするなど、科目ごとの特性を踏まえて学生の学力向上を第一とする教育体制としている。

教員の教授方法の工夫・改善の状況については、明確な調査を行っていないが、本学部の専門科目担当教員の内、小学校、幼稚園、保育所の現職経験者が7名おり、現場に即し

た実践的な授業を行う意識のもとに学生に考え、促す授業が多い。また、担当授業 1 科目につき、2 回まで現役教職員を招いて現状理解を深める授業を行うことができる特別講師制度があり、この制度を利用した授業は積極的に行われている。

(【資料 2-2-8】特別講師による発達教育学部の授業の概要)

なお、シラバスの作成にあたって、教員に対して、学部の教育目的、教職課程、保育士コースそれぞれの科目の趣旨に合致するように記述することを求めるとともに、作成されたシラバスの記載内容について丁寧に点検している。

授業科目は、教育課程の編成方針に即して適切に設定されている。教育方法についても、段階的・系統的学修、少人数教育、ボランティア体験学習等様々な工夫を行い、一定の効果を上げている。これらにより、学生の学力の向上、課題意識が促進された。

担任指導制度は学生個々に丁寧な対応が可能となり、成績評価のフィードバック等の場面で効果的に機能している。

観察実習等の早期体験学習はモチベーションを高め、保育者、教育者の職業人としての自覚を高めている。

主要科目は専任教員が担当し、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤講師等を登用して、全体に体系的・系統的な教育を学生に提供している。

平成 24 年度に改訂したカリキュラムから、学生が早期から職場体験を行い、職業への意識を高め、勉学意欲を高めるように、ボランティア活動を単位認定する科目を各学年に設けている。また、専攻ごとの履修科目を見直し、資格や免許を取得する際の履修単位数を法令に定めるところに近づけて減らすこと、単位の実質化を図るように改善した。

ただし、このカリキュラムによる教育を通じて、複数の資格・免許を取得しようとする傾向が強く、採用試験における合格率が低迷していることを考慮して、平成 28 年度入学生から適用するカリキュラムの改訂を行った。28 年度入学生からは、一年次から専攻別クラス編成とし、副専攻履修要件を定めた。

〔保健医療学部〕

本学部においては、初年次からの見学実習の導入が学生の意欲を引き出している。また、障害者・高齢者の福祉や心理に関する科目は、本学の建学の精神である德育の教育でもあり、学生が臨床実習に臨む上での基本となっている。しかしながら、高校で物理・化学を学んでいない学生が多く、基礎科目の学修目標の達成が困難な学生もいる。初年次のリメディアル教育及び学力の個人差に応じた教育が必要である。開学時の教育課程編成においては、第 2 学年前期に必修科目が集中しており改善が望まれていた。24 年度新入生からは、運動学や評価学等の専門科目の一部を第 1 学年後期に配置、公衆衛生学や日常生活活動学実習を第 3 学年に配置し、各学年における必修科目の平均化を行ったところである。

授業科目・実習は専任教員を中心とし、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤講師を登用して全体に整合性のある教育を学生に提供している。

幅広い教養と倫理観を持つために、自然科学、社会科学、語学だけでなく、障害者・高齢者の福祉や心理に関する教育を行っている。実践能力を高めるために学内では役割練習、実技練習、評価実習を取り入れている。また、学外臨床実習を効率的に行うために、見学

実習、グループ実習、評価学臨床実習、地域理学療法学実習、総合臨床実習へと段階的に進めている。特に、第3学年後期には評価学臨床実習、総合臨床実習に進むためのOSCE（客観的臨床能力試験）を行っている。OSCEに関しては、他学年の学生が模擬患者となり学部内教員はもとより外部からも評価者を招き、臨床実習に近い形で実施している。本学部の特色であるOSCE評価は学生がスムーズに臨床実習に進む上で必要不可欠なものになっている。

(【資料2-2-9】平成27年度第3学年評価学臨床実習前OSCE手引き])

(【資料2-2-10】平成27年度第4学年臨床実習後OSCE手引き])

授業科目・実習は専任教員を中心とし、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤講師を登用して全体に整合性のある教育を学生に提供している。開学当初のカリキュラム編成では、第2学年前期に必修科目が集中しており、分散化する必要があり、また、各科間での整合性についても検討が必要であった。平成24年度から適用したカリキュラムによって、これらの点を改善した。

また、保健医療に関する現代的・先進的な課題に関して、トップレベルの講師を招き特別授業を行っている。

(【資料2-2-11】特別講師による保健医療学部の授業の概要)

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

[全学]

社会的ニーズ、学生のニーズ、生活実態、学力の多様化に対応できるよう、授業科目や授業内容、教育方法について継続的に見直しを図っていく。そのための一環として、教務委員会、学生委員会を中心として、学生の実態を十分把握できるようなアンケート調査を実施し、分析・検討していくようとする。年度ごとに「学生生活満足度調査」を実施し、その結果をそれぞれの委員会で分析・検討し、その対応策をまとめて、順次改善に移した。この種の見直しと改善は、継続して行っていく。

(【資料2-2-12】学生生活満足度調査結果に対する回答)

よりよい授業を志向して、教育目的を十分に共有するために「非常勤講師との懇談会」を定期的に行い、専任教員と非常勤講師との意思の共通化を図り、各科目の目標と教育目的との整合性、科目間での扱い範囲の調整等について、課程ごとに実施することとする。

教員間のFD研修会を継続的に行い、それぞれの授業改善の工夫について情報交換を行い、授業方法等の改善を図っていく。

また、開学以来実施してきた教育課程の全体的な改訂を踏まえて、学部の特性を生かしながら、進路と専門性の強化にとって、有効に機能しているか否かを毎年検証することとする。

[発達教育学部]

平成28年入学生から適用する新教育課程を円滑に実施し、その効果を見極める。

〔保健医療学部〕

平成27年度には、本学のカリキュラムと理学療法士国家試験の出題基準との整合性について検討した。さらに学修効率が高く高度な知識を網羅する教育課程を目指すため、コアカリキュラムを策定する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

《教員と職員の協働》

学生の学修に関しては、教務委員会を中心とする委員会活動において、教務委員会に職員も参加するなど、つねに教員と職員による協働体制が組まれ、意見を出し合いながら、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画を検討し実施する体制を整えている。

学生の生活、健康、課外活動、心理相談、ハラスマントなどに関しては、教員の組織である学生委員会と学生課職員とが情報を共有して対応している。

教員の授業力向上（FD）と職員の職能向上（SD）に関しては、FD 研修会において、大学教育に関する最新動向の把握と本学の対応方策の共通理解を目的とした研修をはじめ、授業改善に関する研修においても、基本的に教員及び職員が参加して開催することとしている。それは、教員と職員との協働の実を得ることをねらいとしてのことである。

（【資料 2-3-1】FD 研修会実施状況）

《学修支援及び授業支援の充実》

〔全学〕

全学を挙げて重点的に学修支援を行っているのは、クラス担任やゼミナール担当による支援、心理相談員等による支援、オフィスアワーによる支援、図書、情報機器環境の整備による支援、実習支援、キャリア支援、フレッシュマンセミナーによる新入生支援、学修室の設備と「学びのコンパス」による支援等である。

〈クラス担任、ゼミナール担当による支援〉

クラス担任は、発達教育学部では 1、2 学年に置き、3、4 学年ではゼミナール担当がその役目を果たすこととしている。3、4 学年も各課程の担当者を置ききめ細やかな指導に当たっている。保健医療学部では全学年持ち上がりの担任制としている。

〈心理相談員による支援〉

心理相談員制度は、学生に相談対応者と連絡方法を公表し、個別に相談を受けることができるようしている。

(【資料 2-3-2】学校法人植草学園ハラスメント相談員一覧表)

〈オフィスアワーによる支援〉

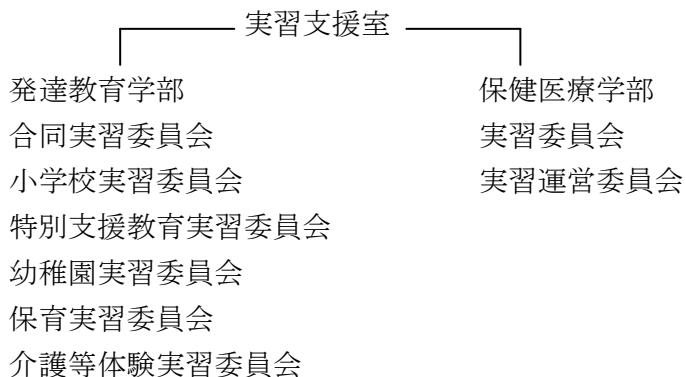
オフィスアワーは、全教員が対応する曜日時間帯を設定し、情報システム U.navi に公表して、学生が必要に応じて自由に相談できるように対応している。

〈図書・情報機器環境による支援〉

図書環境については、当初計画を大幅に拡充して充実に努めている。情報機器については、教室の音声や映像装置の未設置教室に設置を進め、平成 24 年度でほぼ全教室に設置した。また、学生が利用できるパソコンを毎年増加させて、需要に見合う状況になっている。更に、図書館内に情報機器を利用したグループ学修ができる施設：ラーニングコモンズを 2 室用意してある。この施設を利用した活動が活発に行われ、空室時間が少ない状況である。

〈実習支援〉

学校、幼稚園、保育所、障害者施設、病院等学外における実習は、両学部とも必修科目であり、充実した実習が学生の能力向上に大きく影響することから、特に支援体制を整えて対応している。すなわち、次のように組織している。



両学部とも、各委員会と実習支援室とが連携を取りながら、実習施設との意思疎通に勤めている。また、実習学生との連絡を密にして、実習が効果的に行われるよう事前準備、実習期間中の連絡体制、実習後指導及び実習先への挨拶や関係維持などに留意して進めている。

〈キャリア支援〉

学生の社会人としての自立や職業人としての資質・能力の養成については、両学部とも、教育課程の中に授業科目として位置づけ、全学年で必修科目として履修させ、支援

している。それらの授業科目は、全学生に対応するため、学年ごとに担当教員を置いて実施している。

また、教育課程の外に進路選択や就職に関わる各種講座等を実施して支援している。教育課程の内外で行われるキャリア支援活動全体をキャリア支援委員会とキャリア支援課とが協力して計画し、運営している。

このような支援体制が、高い就職率を支えているものと考えられる。

〈フレッシュマンセミナーによる新入生支援〉

フレッシュマンセミナーは、新年度当初に新入生を対象として土曜日の全日を用いて、大学における生活について理解し、学生同士及び学生と教員とが人間的な関係を築くことをねらいとして実施している学生委員会と学生課職員とが協働して実施している。また、学修については新入生オリエンテーション、履修ガイダンス等において丁寧に指導して理解を図っている。

(【資料 2-3-3】フレッシュマンセミナーしおり)

〈学修室と学生の主体的な学修を促すシステム〉

平成 24 年度私立大学教育研究活性化設備整備費補助金を得て、学生の主体的な学修と学修時間の増加を目指してゼミ室 2 室の設備を増強して、プレゼンテーション機器、情報機器、多様なグループ学修形態に対応できる設備を整えた。また、情報システム U.navi に「学びのコンパス」システムを組み込み、学生が自身の学修を記録し、振り返ることを通して主体的な学修を促すシステムを作成した。これらの設備やシステムは、教員が学修方法支援を行い、教務課が設備機器の管理を行うという形で協力し合っている。

平成 26 年度私立大学教育研究活性化設備整備費補助金では、L 棟 3 階に、学生の学修室としてスタディコートを整備した。超単焦点プロジェクター、ノートパソコン、デスクトップパソコン、電子黒板、印刷コピー用複合機等電子機器を整備し、学生の自修及びグループワークに活用している。また、L 棟に公開型無線 LAN を構築し、学内の ICT インフラ整備を推進している。

(【資料 2-3-4】植草学園大学発達教育学部 学びのコンパス・履修カルテ)

(【資料 2-3-5】U.navi システム「学びのコンパス」概要説明)

(【資料 2-3-6】「主体的な学修を支える学修記録システム」)

〈学生同士による学修支援、その他〉

現状では、大学院を設置していないこともあり、TA・RA とも、制度化していない。ただし、保健医療学部では、実習関係授業の補助として、非常勤助手及び研究生を採用している。発達教育学部においても、助手を採用し、授業の充実を図っている。

また、新入生ガイダンス、図書館の利用案内、障害のある学生の学校生活支援などの場面では、上級生が下級生を支援する体制をとっている。在学中にピアヘルパー資格を取得する学生があり、その学生がヘルパー活動として上記の活動支援を行うことが定着してきている。TA や RA の配置を充実したいところであるが、在学生数が少な

く、大学院未設置の現状では、配置することが困難である。

学生による「授業改善のための実態調査」に記述された学生の意見については、直後の授業において、担当教員が対応について説明し、学修支援に役立てている。学生の意見には、教員が対応する課題以外に、教務課や学生課が対応すべき意見がある。それらについては、教員と職員とが協同して対応策を立て、学生に公表している。

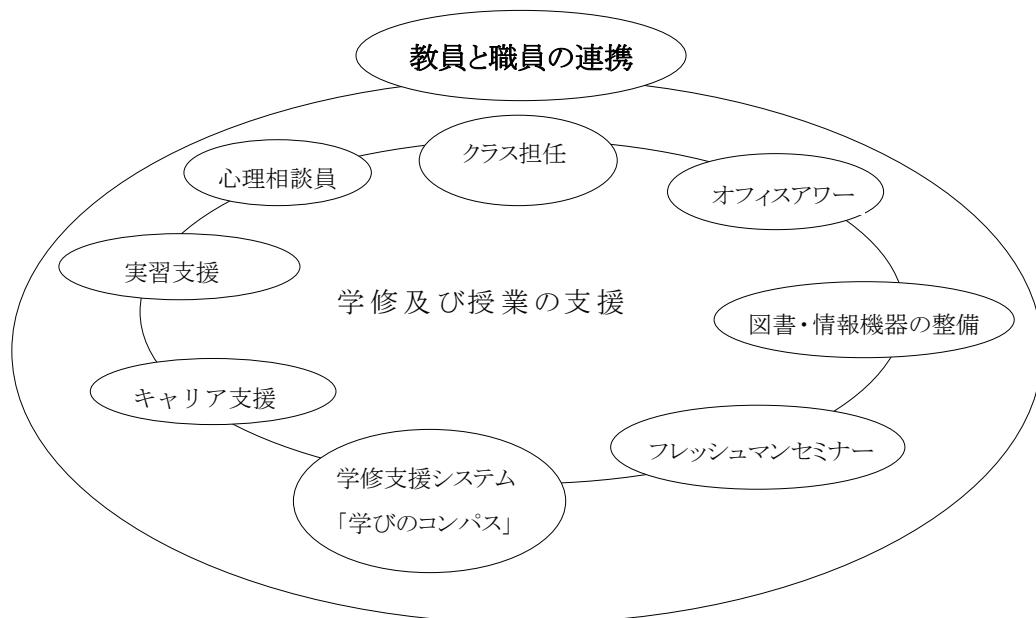
(【資料 2-3-7】理学療法学科研究生授業サポートの記録)

〈中途退学者及び留年者への支援〉

本学の退学者数は平成26年度は21名（2.8%），平成27年度は22名（3.0%）であった。日本私立大学協会の報告では全国私立大学の退学率の平均値を約3%としているので、本学の退学率は平均レベルであるが、全学で退学率低下に取り組む必要がある。

中途退学者への対応としては、事前にクラス担任はもとより、学科主任、学部長においても本人及び保護者との面談を複数回行い、学業を続行できるよう方策等を助言、指導し、やむを得ない場合においてのみ進路の変更として、あるいは他の事由に基づき退学申請を認めることとしている。経済的困窮が理由の場合、規定に基づき、減免により退学を回避させる措置を取っている。

留年者については、本学学生として進級学生と同様に接することはもとより、その上で可能な限り個別的に助言、支援を行い単位獲得、進級に向けて自立への援助を行っている。



[発達教育学部]

〈クラス担任による支援〉

開学した年度（平成 20 年度）は、定員 140 名に対して、入学生数 44 名という状況で、1 クラス編成として、担任・副担任教員を 1 名ずつ配置した。21 年度入学生 88 名に対して、2 クラス、22 年度以降入学生が 100 名を超えたことに伴って、3 クラス編成とし

た。各クラスに担任教員を2名ずつ配置している。

第1学年については、新入生オリエンテーション、新入生履修ガイダンスなどを行い、大学における授業と単位制度、履修方法、生活指導などについて教務課、学生課と教員とが協力し合って支援した。また、入学当初の土曜日を利用して、フレッシュマンセミナーを教員と学生課が中心となって実施し、学生生活への円滑な導入を図った。担任は、学生との面接を年間2回以上行い、行き届いた学修・学生生活支援の態勢をとっている。

(【資料2-3-3】フレッシュマンセミナーしおり)

以上のような支援体制によって、学生同士の人間関係の問題で配慮を要した件に対する適確な対応によって解消できた例、受講状況がよくなかったが改善した例などが見られた。また、授業の受講について身体的な理由から配慮を要する学生について、担任教員が中心となって調整を行い、授業受講における留意点の周知ならびに学生による支援体制を整えることができた。これらの活動は、関係教員と健康管理室、相談員とが連携のもとに進められた。

クラス担任は、第1学年と第2学年に置いている。第3学年、第4学年については、専門ゼミナール担当教員が、その役目を担っている。

授業担当教員は学生の受講状況を担任教員やゼミナール担当教員に伝達し、教員が個別学生の受講や勉学に関する相談に応じ、場合によって、授業担当教員と受講について意見調整を行った。クラス担任と相談員とが連携して相談案件に対処し、受講状況が好転した例や、登校できるようになったりした例があった。また、第7週目に教務課が出欠状況調査を行い、学生の出席状況を把握している。これを踏まえ、欠席の多い学生の指導を行っている。

教員全員で構成している教員会議において、毎回、学生に関する情報交換の時間を設け、全教員が情報を共有し、細やかな指導ができるようにしている。

〈心理相談員等による支援〉

学生の心理的、精神的な面における支援については、教育相談や心理療法専門の教員が、相談員として担当している。また、外部のカウンセラーが定期的に来校し、相談に応じている。学生が個別に相談することができるよう相談員等との連絡方法を明示している。更に、クラス担任と相談員とが連携して相談案件に対処し、適切な対応ができた例があった。

〈オフィスアワーによる支援〉

オフィスアワー制を実施して、学生が個人的に教員に相談できる体制をとっている。クラス担任の調整による教員間の連携が機能し、実質的な学修支援が進んだため、また授業での対応がいっそう丁寧になったこともあり、定められたオフィスアワーに限らず、学生は隨時、教員の研究室を訪れている。

〈図書、情報機器環境の整備による支援〉

平成21年1月に新図書館が開館し、図書や諸資料の利用利便性が高まった。視聴覚

機器や情報機器の設置数が増加した結果、日常的な学生への学修支援体制も高まった。通学バスの運行時間との関係や開館時間・期間の制約があるため、学生の利用ニーズに必ずしも十分応えられない面もあるが、授業の予習・復習、課題準備等による利用度は次第に高まりつつある。

ピアノ練習室の利用頻度が高かったが、図書館棟に新たな練習室が加わったため、必要な練習ニーズに応えられるようになった。

24年度末に、学生の主体的な学修を促し、学修時間の増加を図るためにゼミ室2室に情報機器と利用しやすい椅子やテーブルを用意した。また、専用の情報システム U.navi に「学びのコンパス」機能を追加して、学生が自身で自己の学修時間等を把握できるようにした。

(【資料 2-3-5】U.navi システム「学びのコンパス」概要説明)

(【資料 2-3-6】主体的な学びを支える学修記録システム)

〈実習支援及びボランティア活動支援〉

小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所等における必修科目の実習を教員の実習委員会と職員の実習支援室とが連携して実施している。在学生のほとんどが実習を行っており、複数の実習を行う学生も少なくないため、全学生の実習に対応することは、実習先の確保にしても学生への事前事後の指導にても大きな仕事である。

上記の必修の実習科目以外に、初步的な現場理解を得させるために参観実習を行っている。また、学生が個人的に学校や保育施設でボランティア活動することを推奨している。最近では1年から定着しつつある。教育課程の中にボランティア活動を認定して単位を与える科目も各学年で開設してある。平成24年度から、その科目を第1学年に1科目、第2学年に1科目、第3~4学年に1科目を配置し学生は積極的に活動を行っている。進路に関する現場でボランティア活動をしたり、参観したりすることが、学修意欲を高めていることが、これらの科目を増強した理由である。

なお、本学部で行っている実習科目は、次のとおりである。

〔基準で定められている実習科目〕

小学校教育実習Ⅰ	4 単位
小学校教育実習Ⅱ	2 単位 (複数免許状取得者用)
特別支援教育実習	3 単位
幼稚園教育実習Ⅰ	4 単位
幼稚園教育実習Ⅱ	2 単位 (複数免許状取得者用)
保育実習Ⅰ (保育所)	2 単位
保育実習Ⅰ (施設)	2 単位
保育実習Ⅱ (保育所)	2 単位
保育実習Ⅲ (施設)	2 単位

〔本学独自に開設している実習科目〕

小学校教育参観実習	1 単位
特別支援教育参観実習	1 単位
特別支援教育調査演習	1 単位
保育施設参観実習	1 単位

上記の実習を実施した学校、幼稚園、保育所等の施設数と実習を行った学生数は、資料のとおりである。

(【資料 2-3-8】発達教育学部の実習について)

(【資料 2-3-9】平成 27 年度実習校及び実習園・実習人数一覧)

また、卒業時に教員免許状を申請した人数及び保育士資格取得者数は、資料のとおりである。

(【資料 2-3-10】平成 27 年度発達教育学部教員免許状申請・保育士資格取得者数)

〈キャリア支援科目「キャリア演習」による支援〉

平成 22 年度に試行し、23 年度から正規に開設した科目「キャリア演習」が、社会人職業人としての資質能力を養うとともに、専攻別のクラス編成によって、進路への意識を高め、学修面で効果をあげている。この科目は、第 1 学年はクラス担任がその役割を担っているが、第 2 学年以上は、専攻分野ごとの担当教員がその学年に適切なプログラムを用意して指導している。このことが、従来の個別科目の授業では得にくい社会人・職業人として自立する意識を育てることに役立っている。この科目は、教員が担当しているが、実習に関する内容は、実習支援室、職場体験に関する内容はキャリア支援課が協力して進めている。

〈フレッシュマンセミナーによる新入生支援〉

新入生については、4 月当初に、新入生オリエンテーションや新入生履修ガイダンスなどで大学における授業と単位制度、履修方法、生活指導などを細やかに指導した。また、4 月中の土曜日を利用してフレッシュマンセミナーを実施し、学生生活への円滑な導入を図った。フレッシュマンセミナーでは、新入生だけでなく教職員、在校生も参加し、学生同士の交友関係をよくするとともに、学生と教員の関係も親密度を高めるように運営した。大学における学修に関する指導と生活指導を入学直後に丁寧に指導できるため、学修及び生活への支援として有効な方法となっている。

〈学修室の設置と主体的な学修の支援〉

平成 27 年度私立大学教育研究活性化設備補助金を得て学修室(トライアルコート)を整備した。この部屋では、学生が自学自修に利用できるとともに模擬授業の実施とその収録装置による授業改善にも利用できるようにしている。

「学びのコンパス」は、学生が自身の学修について、履修科目ごとに到達度を自己評価し、自身の学修を振り返ることができるようとする授業や実習の記録システムである。従来、印刷した様式に手作業で記録し、担任やゼミナール担当教員と面接相談

する際などに利用している。これによって、学生は自己の時間割や予定が確認できたり、学修時間を把握したり、成績を確認したりするなど、利便性が高まるとともに、自己の学修状況を振り返り、改善に役立てることができる。ただし、システムの構築が24年度末であり、機能の一部に改善すべき点がある。

[保健医療学部]

〈クラス担任による支援〉

当学部では、学生個人の状況を把握し学修支援を行うために、1学年に2名の担任を配置している。幅広い視点から学生の支援を行うという考え方から、理学療法士資格を有する教員と基礎領域担当教員とが組となった2名による担任体制を探っている。担任は、第4学年まで持ち上がりの体制で、4年間を一貫して支援できるようにしている。第1、第2学年の理学療法士としての基本姿勢の育成から、第3、第4学年の学外実習、国家試験対策、就職活動等に至る、各学生個人に合わせた4年間の支援体制の中心的役割を担っている。科目担当教員と連携して、学生個人の学修や生活状況を把握し、支援するために有効に機能している。必要な場合、心理相談員、健康管理室等とも密に協力している。更に、学生は担任の研究室をよく訪れており、担任は、学生の気持ちや意見を充分に把握し、支援することができる状況となっている。

〈心理相談員等による支援〉

学生の心理的、精神的な面における支援については、発達教育学部と共に通の体制である。登校困難など精神的な問題を有する学生に対して、学生課及び相談員が丁寧に対応した結果学業に復帰し、理学療法士国家試験に合格した例がある。

〈オフィスアワーによる支援〉

全教員が曜日と時間を定めて学生の修学等の相談に応じるためのオフィスアワーを設け、学生個々の相談に応ずる体制をとっている。オフィスアワーは、情報システムU.naviで周知を図っている。本学部では、オフィスアワーを利用して、成績下位者を対象とした補習学修を行い、成果を得ている。また、学修目標を明確にするため、国家試験の実施方法や傾向などの情報提供も行っている。

〈図書、情報機器整備による支援〉

大学図書館は、学生の学修の場として充分に機能している。学生に対して図書館を利用した学修を薦めるとともに、理学療法学関係の図書資料の充実を進めているところである。学生の利用の便宜を図って、開館時間は午後9時までとし、この時間の帰宅の便をよくするため、通学バスも運行している。学外実習中においても午後9時までは図書館を利用できる体制にしている。

学生が利用できるパソコンは、図書館、レストラン“Ku-Su Ku-Su”，コーヒーラウンジ“カフェロッサ”など各所に設置しており、適宜必要に応じて使用できるようになっている。また、無線LAN接続が可能となっている。

〈実習支援（学外実習支援）〉

人間相手の理学療法学学修においては、実習支援は欠かせない。実習支援には、学内実習支援とともに、医療機関・保健施設での学外実習支援がある。

学外実習は4年間を通じ実施している。第1学年に早期体験として施設見学を実施し、第2学年9月に基礎理学療法学見学実習（1週間）、第3学年9月に地域理学療法学実習（1週間）、第3学年2月に理学療法評価学臨床実習（4週間）（平成28年2月8日～3月5日）、第4学年に総合臨床実習Ⅰ期・Ⅱ期（8週間を2回）（平成27年度は4月6日～10月24日）を実施している。

実習施設の確保及び実習指導体制として、実習支援室、実習委員会、実習運営委員会（定例毎月第1、3水曜日開催）が協力して行っている。

実習施設の確保については、大学設置認可時に承諾を得た施設（113施設）について、実習該当年ごとに承諾を確認し、実習を行っている。ただし、認可時の施設の都合のために実習施設数が不足することが予測されたことから、学生に実習先に関して不安を与えることのないようにするため、あらかじめ、認可時の施設以外に実習実施を依頼し、実施してきた。設置認可時の施設に対しては、毎年、実施依頼を行っており、70%以上の施設が実習を受け入れている。

実習指導体制としては、学生ごとに実習担当教員を配置し、教員は学生の実習先を訪問し、実習状況を把握し、実習が適切かつ有益に進むように支援している。実習中の学生と担当教員は電子メールや携帯電話で密に連絡をとれるようになっている。

実習指導者と教員との連絡会議を毎年行っている。最近では、平成28年2月22日に実施した。実習施設が本学の実習に関する取り組みを理解し、施設間の認識を共通化するという点で有意義である。

実習施設が遠隔地の場合には、学生個人の負担が過大にならないように、宿泊施設の利用や経済面での支援を行っている。

実習終了後には、実習報告会（実習セミナー）を実施して、実習成果を確認し、技能や患者対応能力等の習熟を図っている。

学生が、自主的学修をさらに積極的に進められるように、授業使用以外の時間帯に実習室を開放し、自主学修をサポートしている。

（【資料2-3-11】平成27年度基礎理学療法見学実習の手引き）

（【資料2-3-12】地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2015年度）

（【資料2-3-13】学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習、総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ）

（【資料2-3-14】理学療法学科設置認可時の実習施設における実習状況一覧）

（【資料2-3-15】理学療法学科臨床実習指導者会議資料）

〈OSCE；客観的臨床能力試験による支援〉

本学のOSCE（Objective Structured Clinical Examination）は、総合臨床実習前に行う第3学年のOSCEと、総合臨床実習終了後に行う第4学年のOSCEとを実施している。第3学年のOSCEは、総合臨床実習に臨むために必要な基本的臨床スキルの評価と教育的フィードバックを目的として、12月に実施している。第4学年のOSCEは、総合臨床実習を経験し、学部卒業までに到達すべき臨床スキルの評価と教育的フィード

バックを目的とし、11月に実施している。実施に当たっては、学科の全教員に加えて、外部評価者として実習指導者の参加を得て行っている。

OSCEの実施状況は、ビデオ記録を残している。学生はこれを見て臨床実習に対する準備をさらに強化することができるようになっている。

〈学修室の利用と主体的学修の支援〉

平成26年度からL棟3階に学生の学修室としてスタディコートを整備した。公開型WiFi環境の整備とともに、超短焦点プロジェクター、ノートパソコン、デスクトップパソコン、印刷コピー用複合機等電子機器を整備し、主に保健医療学部の学生が自修及びグループワークに活用している。さらに、平成27年度には研究生等による支援体制が強化され、利用度が大幅に高まった。

〈キャリア支援〉

24年度からのカリキュラムでは、第1学年にエレメンタリーセミナー、第2学年にインターメディエイトセミナー、第3学年にアドバンストセミナー、第4学年にプロフェッショナルセミナーI及びIIを配置し、キャリアとしての資質・能力の育成を図っている。

また、キャリア支援委員会は、キャリア支援課、クラス担任と協力して、キャリア支援を実施している。第1学年には一般社会人或いは医療職に必要なマナー講座や卒業生や臨床経験豊かな理学療法士をまねいて「先輩の話を聞く講座」を開催している。

第3、第4学年のキャリア支援として、カリキュラム外に、国家試験の模擬試験を7回実施し、個々の学生の実力把握と学力向上に貢献している。また、就職説明会を開催し、学生が求人側の話を直接聞く機会を提供している。

〈学生同士による学修支援〉

上級生が下級生の実習事前練習において補助したり、OSCEの患者役や自主練習に協力したりという活動を行っている。これらの学生同士による相互支援は、TA、RAに替わる仕組みとして、機能している。

〈フレッシュマンセミナーによる新入生支援〉

新学期当初の土曜日を利用してフレッシュマンセミナーを行って、新入生が大学における学修や生活に適応できるように支援している。新入生が医療や理学療法などのテーマについて、上級生、教員と一緒にグループ討議を行ったり、同級生同士の交友関係を作ったりするなど、入学直後に丁寧に指導できるため、学修及び生活への支援として有効な行事となっている。

〈留年者及び休学、中途退学者への支援〉

保健医療学部では2年から3年への進級条件として、第2学年までの必修科目3科目以上が未修得の場合進級できないと定めている。また、第3学年配置の「理学療法評価学臨床実習」を履修するには、1年～3年前期までの必修科目をすべて修得して

いることが条件となっている。これらの条件を満たさない場合は、留年となる。平成27年度は第2学年休学留年が5名、第3学年休学留年が6名の計11名であった。

留年者については、新旧のクラス担任が本人及び保護者と面談を行い、学業を続行できるよう可能な限り助言、支援を行い、単位取得、進級に向けて支援している。

休学、退学の理由はさまざまであるが、留年がきっかけになることが多い。過密なカリキュラムと、学業についていけない学力、人間関係の悩み、理学療法目的意識の希薄さなどが、理由として挙げられる。

休学者・退学者への支援は、留年や休学に至る前に、クラス担任はもとより、学科主任、学部長においても本人及び保護者と面談し、学業を続行できるよう方策等を助言、指導し、やむを得ない場合においてのみ進路の変更として、休学や退学の申請を認めることとしている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

[全学]

現状では、大学院を設置していないこともあり、TA、RAとも、制度化していない。ただし、必要に応じて、上級生に対して下級生の問い合わせに応えることができるよう指導し、下級生の新学期における履修上の疑問解決や、学外実習の事前情報提供などの場面で学年間の情報伝達が効果的に行われている。このような学生同士の支援活動をいっそう活発化することとする。

学修支援についても、上級生による支援の成果が出た例があった点を評価し、学生同士が一層切磋琢磨できる環境を整備する。オフィスアワーの利用、学生用のパソコンの使用率及び図書館の利用率については、授業科目や進路指導との関連を図ることを通して、いっそう向上させる。

図書資料については、両学部それぞれの専門に関する資料を増加させ、利用学生数の増加に対応できるようにする。

学生の意見を汲み上げることについては、今後とも、担任とクラス委員とが中心となって進めていく。

学生による授業改善のための実態調査結果を教員にフィードバックして、改善策がどの程度効果があったかを期末に追跡調査し、効果を検証することとする。

[発達教育学部]

「トライアルコート」の利用を促進し、学生の学修時間の増大、学修を支援する体制の向上、キャリア支援と学修支援の連携強化を図る。

また、授業改善のためのアンケート調査における学生の意見や要望について、担当各部署及び教員が協調して、一層丁寧に対応する。

[保健医療学部]

学生の意見を汲み上げることについては、今後とも、担任が中心となって進めていく。

学生による授業改善のための実態調査結果を教員にフィードバックしているが、

改善変化の少ない教員に対しては FD 活動を通じて改善を促す。

保健医療学部においては、第 4 学年に理学療法士国家試験対策のため、夏季集中講座や対策プログラム等を充実させ、学修支援を強化する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

«2-4 の視点»

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

〔全学〕

単位制度の実質化のために履修上限単位数を設定し、学部規程に明記し、『履修要項』に明確に示してある。また、単位制の実質化について、機会あるごとに学生に周知するとともに学生の学修時間を把握するため、学修時間アンケート調査を毎年行っている。単位認定に必要な達成目標はシラバスに明記してある。

（【資料 2-4-1】履修要項）

（【資料 2-4-2】学修時間に関するアンケート調査結果）

〔発達教育学部〕

学年ごとに履修登録できる単位数の上限を設定している。登録できる単位数の上限は、学年ごとに 42 単位としている。ただし、教諭の免許及び保育士の資格を複数取得しようとする場合には、卒業に必要な 124 単位以外に、それぞれの基準に指定された科目の単位を修得する必要がある。その場合には、GPA 値が一定値以上であることを条件として、48 単位を限度として履修登録を認めることとしている。これらの履修登録単位数の上限に関しては、学部規程の細則に明記されている。

（【資料 2-4-3】発達教育学部 学年 GPA 値の推移）

また、単位の実質を保持するために、各授業時間に対して予習・復習を行なうこと、確実に 90 分間の授業を行うこと、毎時間出席を確認すること、15 週の授業回数を確保することを教員に求め、学生にも説明し、確実に実施している。

単位認定、進級、卒業の要件は、『履修要項』に明確に示してある。学生は、年度当初に前・後期の履修計画を立て、定められた履修登録期間に登録することとしている。登録していない授業には、出席しても単位を修得することはできない。

進級制度は定めていないが、欠席の多い場合など、留年に相当する履修とならざるを得ない学生もいる。また、学外における実習については、実施するために必要な授業科目と単位数を指定し、適用している。

学科の教育課程において、指定した必修科目及び選択必修科目の単位を満たすことを

卒業要件としている。卒業に必要な単位数は、卒業研究を含めて 124 単位である。

[保健医療学部]

単位制度の実質化については、年度当初に開催されるオリエンテーションで詳しく説明している。卒業に必要な単位数は 126 単位である。履修登録単位数の上限に関しては、学部規程の細則に明記されており、第 1 学年と第 2 学年が 48 単位、第 3 学年が 45 単位、第 4 学年が 40 単位である。履修科目の登録をコンピュータ上で行うため、上限を超えて登録できないようになっている。また、GPA 制度を導入し、GPA 値が基準より高ければ、翌年度の履修登録単位数の上限を高くすることができるようになっているが、保健医療学部の場合には、必修科目が多いため時間割上のゆとりが少なく、上限を超えて履修登録を行う学生はほとんどいないのが実状である。ただし、GPA 値は、在学生スカラシップの表彰及び卒業時の成績優秀者表彰等の参考にしているため、GPA 制度は学生の学修意欲高揚に機能している。

また、授業時間、出席確認、15 週の授業回数確保については、発達教育学部と同様に運用している。

単位の認定、進級及び卒業の要件については学部規程に明記している。客観的な成績評価を行うために、学部において成績評価基準を策定している。単位認定の主な基準は、国家試験の知識レベルと外部の臨床実習において行うことのできる技能レベルである。これを基に各教員はシラバス上に成績評価基準を明示している。第 2 学年から第 3 学年、第 3 学年から第 4 学年への進級要件については履修要項に明示している。進級の判定及び卒業の認定については学部教授会の議を経て決定される。

単位認定、卒業要件等は、適切に規定され、認定に当たっては、各科目担当教員並びに全教員による協議のもとでそれぞれの学生に関する議論がなされ、厳正に運用されている。次年度の学外実習を行うためには前年度の必修科目の単位を取得しなければならない。厳正な単位認定を行っているので、第 2 学年から第 3 学年、第 3 学年から第 4 学年への進級において、単位未認定のための留年者が毎年 1, 2 名出ている。平成 27 年度は第 2 学年留年が 4 名、第 3 学年留年が 4 名であった。留年者に対しては、単位既修得科目的聴講を許可している。また、担任が定期的に面談することにより、相談及び指導を行っている。

(【資料 2-4-4】保健医療学部 学年 GPA 値の推移)

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

[全学]

両学部とも、履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質化に対応する姿勢を持っているが、発達教育学部においては、指定基準を満たす必要上、最小限の上限緩和策を用いざるを得ないという現状がある。発達教育学部の学生の中には、単位を取得しやすい科目を選んだり、あれもこれも履修しようとしたりする例が見られる。この点を改善することを一つのねらいとして平成 24 年度からカリキュラムを改善し、25 年度以降、その効果を検証している。教員としては、学生が自身の将来を考え、専攻分野を主とした科目選択をするように指導を強化する。この考え方を基礎としてカリキュラム改訂が

進められた。

単位の実質化と学生の学修時間を大幅に増加することを目指して、授業シラバスに予習（事前の学修）、復習（事後の復習や学修内容の展開）に関する記述を加え、実際の授業において、事前事後の学修が必要な授業を展開することとする。その効果を検証するため、学修時間調査を継続して行う。

（【資料 2-4-5】授業概要（シラバス））

〔発達教育学部〕

発達教育学部にあっては、学生に対して自分の主専攻を意識し、専攻分野と履修科目との関連性に留意して科目を選択するように指導することとする。

〔保健医療学部〕

単位未認定者を極力減少させるよう、成績下位の学生に対し、きめ細かい指導をすることはもとより、留年者に対しては学修効果を高めるためのプログラムを設定する。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

〈教育課程の内外を通じた社会人・職業人としての資質・能力形成のための体制整備〉

発達教育学部においては、平成 22 年度に試行した授業科目「キャリア演習」を、23 年度から正式に教育課程の中に位置づけて、社会人としての基礎的な資質・能力から、専門職業人としての資質・能力に至るまでを計画的に教育することとした。第 1 学年、第 2 学年については、毎週 1 時間の授業、第 3、第 4 学年については、隔週 1 時間の授業を開講し、全学生が受講することとした。第 2 学年以上については、専攻分野別にクラス編成をして、それぞれの専攻分野における専門職業人としての資質・能力を高めることを目指した内容を組み立てている。平成 24 年度からキャリア形成力を養成する授業を設定した。さらに平成 26 年度からはキャリアアセスメントを導入した。就業継続力を育成する目的で、平成 26 年度からは、労働法講座及びハラスマント講座を実施している。「キャリア演習」授業においては、クラス単位で指導するとともに、個人に対する相談や指導も行っている。平成 24 年度から厚生労働省新卒応援ハローワーク及びジョブセンターとの就職支援における連携を維持・強化している。平成 27 年度は、キャリア支援課とゼミ担当教員との連携強化を図り、キャリア支援課職員によるゼミ別グループ面談を実施した。平成 25 年度から、学部の合同就職説明会を夏季に実施し、職業情報及び職場理解を深めることで、就職活動のより確実な支援につなげている。

保健医療学部においては、元来、理学療法士養成の教育課程であり、学生の進路も理学療法士を目指すということにまとまっている。従って、職業人としての資質・能力を養うことが、もともと含まれていたが、さらにこれを強化するために平成24年度からキャリア科目として新規の授業科目を設定している。キャリア科目は第1学年に「エレメンタリーセミナー」を行い、大学生としての自覚を促し、理学療法士の職業を理解するための施設見学を導入している。第2学年は「インターメディエイトセミナー」と称し、「基礎理学療法学見学実習」を行うための基礎的なセミナーと医療人としての接遇の教育を行っている。第3学年には「アドバンストセミナー」と称して「評価学臨床実習」を行うための準備とOSCEを行い、外部の実習施設での実習に対し円滑に進めるように計画している。平成24年度は旧カリキュラムの「評価学臨床実習セミナー」が、これに相当している。第4学年は現行の「総合理学療法学演習」を「プロフェッショナルセミナーⅠ・Ⅱ」として、「総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ」と関連させ基礎科目知識の再確認ならびに疾患と障害の関係や総合的な治療アプローチの再確認を行い、卒業後の臨床の現場で応用できるような知識・技能を修得させる。また、国家試験の情報や卒業後の進路についての情報交換を行い、キャリア支援課と連携し、学生の進路や就職活動を支援する。また、企業・病院などからのインターンシップの情報を学生に掲示して積極的にインターンシップの推進を図っている。さらに、学部の合同就職説明会を夏季に実施し、学生の就職活動の支援につなげている。

教育課程外においては、従来、実施してきたキャリア支援体制を維持とともに、平成27年度は、キャリア支援課に学生の採用試験対策及び就職に関する相談と支援に当たる職員をさらに増員して外部機関との連携を図りながら、体制の強化を図った。

以上のような教育課程の中における体制整備は、平成24年度から本格実施したものであり、その有効性については、まだ判断できる状況はないが、全教員がこれに関わる体制をとっており、教員が自身で取り組む仕事であるという意識が全学的に醸成されている点で、学生支援体制として、好ましい状況になったと言える。

教育課程外において、教職員の組織としてキャリア支援委員会、事務局の組織としてキャリア支援課があり、相互に協力し合いながら、学生の進路や就職活動を支援するものである。主に次のような活動をしている。

発達 保健	マナー向上講座 主旨=社会人として必要なマナーを身に付ける。	第1学年、第2学年
発達 保健	現職教員、現職理学療法士の体験を聞く会 主旨=進路への意識高揚の一環として現職教職員の体験談を聞く。	第1学年、第2学年
発達	上級生との交流 主旨=進路やコースの選択などの話を聞く。	第1学年、第2学年、第3学年
発達 保健	教養講座、専門講座 主旨=一般的な教養や専門的知識を身に付け試験対策などに役立てる。	第2学年、第3学年、第4学年
発達	各種模擬試験 主旨=教員採用試験、公務員採用試験の実態を知り、試験対策に役立てる。	第2学年、第3学年、第4学年

保健	国家試験対策特別講座 主旨=国家試験合格率向上をめざし、模擬試験等を行う。	第4学年
発達 保健	「進路ガイドブック」による支援 主旨=進路と出願、試験等を概説。キャリア演習の講義等で活用する	全学年

平成27年度卒業生の就職及び進路の状況は、次のとおりである。

平成27年度卒業生の就職状況

[発達教育学部]		[保健医療学部]	
就職率(決定者数/卒業者数)	93.9%	就職率(決定者数/卒業者数)	71.4%
就職(内定)率(決定者数/希望者数)	98.2%	就職(内定)率(決定者数/希望者数)	100%
専門職就職率 (専門職就職者数/就職決定者数)	88.8%	専門職就職率 (専門職就職者数/就職決定者数)	100%

発達教育学部進路別内訳

小学校（教諭・講師等）	13.8%
特別支援学校（教諭・講師等）	14.7%
公務員（保育士・幼稚園教諭）	8.7%
保育園等	24.1%
認定こども園	1.7%
幼稚園	6.0%
その他児童福祉施設等	13.8%
一般企業	11.2%
進学	3.4%
その他の進路	2.6%

保健医療学部進路別内訳

病院	71.5%
介護老人保健施設	0%
進学	21.4%
その他の進路	7.1%

平成28年3月、5度目の卒業生を送り出した。上記のように両学部とも98%を超える就職（内定）率となった。

発達教育学部の就職先は、特別支援学校と保育園が多く、千葉県内が大半を占めている。

保健医療学部の就職先は、病院が多く、千葉県内のほか関東近県にわたっている。

（【資料2-5-1】平成27年度キャリア支援年間活動計画）

（【資料2-5-2】平成27年度第3学年評価学臨床実習前OSCE手引き）

（【資料2-5-3】平成27年度第4学年臨床実習後OSCE手引き）

（【資料2-5-4】平成27年度基礎理学療法学見学実習の手引き）

（【資料2-5-5】地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2015年度）

（【資料2-5-6】学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習、総合臨床実習I・II）

（【資料2-5-7】平成27年度公立学校教員採用選考試験対策講座カリキュラム）

（【資料2-5-8】理学療法士国家試験対策プログラム（平成27年度））

(【資料 2-5-9】進路就職状況の概要)

(【資料 2-5-10】求人のためのご案内)

(【資料 2-5-11】平成 27 年度発達教育学部教員免許状申請・保育士資格取得者数一覧)

(【資料 2-5-12】年度別教員・公務員採用試験結果及び教職等決定状況一覧)

(【資料 2-5-13】保健医療学部主な就職先)

〈ボランティア活動の推奨と支援〉

社会人と接し、職業的な体験をするという意味でボランティア活動を推奨し、支援している。学生に「ボランティア活動ハンドブック」を配布してボランティア活動への意識の向上を図っている。発達教育学部には、教育課程の中にボランティア活動を単位認定する科目を置いているが、本年度はさらに強化し、実際に近隣の幼稚園や小学校等で活動し、単位を認定している。保健医療学部では、近隣の病院や施設との連携を強化し、ボランティア活動を実施できるよう施設等との調整を行っている。

ボランティア活動は、実社会の中で社会人・職業人としての資質や能力を養うことに結びつくものとして意義あるものであり、校内の学修では、体験しがたいものを得ることができる機会である。このような意味で、ボランティア活動を推奨することは、本学の人材養成目的に合致するものとして、今後、一層充実すべきであると考えている。

なお、発達教育学部においては、千葉県教員採用試験との関連性を考慮して、教職たまごプロジェクト及び NPO 法人夢工房に参加している学生がいる。

(【資料 2-5-14】ボランティア活動報告)

(【資料 2-5-15】ボランティア活動ハンドブック)

(【資料 2-5-16】ちば！教職たまごプロジェクトの概要)

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

就職率は、前年度同様一定の成果を得ることができた。保健医療学部は、平成 27 年度の理学療法士国家試験の合格率が 74% 程度であった。発達教育学部は、教員採用試験の現役生の合格率は昨年より低めであったが、既卒者の合格状況は著しい成果が見られた。今後、まず非常勤講師として採用される傾向が予想される。本年度の経験を踏まえて、次年度の合格率を一段と高める方策を立て、実施することとする。

そのために、発達教育学部では、進路の選択を早めに決定するように指導し、「キャリア演習」の時間も含め支援体制を強化する。保健医療学部では、国家試験に向けて外部講師の招聘、模擬試験回数の増加及び国家試験対策の充実等の方策をさらに工夫改善することとする。いずれも学生の試験に対する取り組みの姿勢を早い時期から高めることとする。また、発達教育学部では、免許・資格を取得せずに、一般企業等への就職希望者が増加する傾向がみられる。その学生たちのために、相談支援の強化、一般企業就職対策を増強し、企業講話、説明会及びインターンシップの機会を増設するなど、学外講師等との連携を図り、就職支援の体制を一層整備する。

また、学生に、進路選択の重要性、採用試験対策及び、就職活動方法等について、早期から強く意識させるために、本学の人材養成の目的に合致した進路ガイドブックを、学内の教職員が執筆し、前年度の状況を勘案して様々な場面に対応できるように改善する。

(【資料 2-5-17】既卒者の合格状況)

(【資料 2-5-18】進路ガイドブック)

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

«2-6 の視点»

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

平成 24 年 12 月以来、毎年学生の学修時間調査を行ってきた。自学自修時間は、全国の大学生を対象にした調査と似た傾向が見られたが、大学で受ける授業コマ数に関しては、全国平均より増加していた。これは、本学の授業科目が免許・資格を取得するための科目が多いことによるものである。学生もそのことを理解していると思われる。

発達教育学部の学生については、全員に自己の学修状況を「学びのコンパス」に記録させ、学期の中間や期末にクラス担任教員または専門ゼミナール担当教員に提出させ、点検のうえ、個別指導を行った。これによって、学生個人の学修状況を把握するとともに、教育目的の達成状況を推察する資料としている。

保健医療学部の学生については、学生数が少ないこともあって、個々の学生の学修状況は、クラス担任教員が、常時把握しており、必要に応じて指導するとともに、理学療法士国家試験過去問題や模擬試験問題への正答率など、具体的な数値として教育目的の達成状況を把握している。保健医療学部の授業では、「小テスト」や「復習テスト」を取り入れている科目が多い。簡単なテストであるが、継続的に行うことで自学自修の習慣がつき、学生も教員も教育目的の達成度を点検することができるようになっている。

教員の教育目的達成については、年度目標において、学部の目標を理解するとともに、授業シラバスにおいて、授業ごとに達成目標を明記し、目標を達成することを目指して授業を展開している。学期末に、授業ごとに、学期中の授業を振り返り、授業の目標・ねらいについて「授業報告書」に所見を記載し、目標の達成状況を確認している。

全学としては、FD 委員会が、学期の中間で行う「授業改善のための実態調査」アンケート結果に基づいて、改善策を授業内で学生に説明し、結果を「授業報告書」に記録している。「授業報告書」は、学内で回覧して、授業改善の参考に供し、教育目的の達成度を高めるようにしている。

(【資料 2-6-1】模擬試験実施状況)

(【資料 2-6-2】授業改善のための実態調査集計結果)

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学生へのフィードバックは、毎学期の中間時期に実施している授業アンケートの結果を、

即座に担当教員に戻し、項目ごとのランク評価結果及び記述事項について、次週の授業において、学生に説明や回答を行って、学生の意見が反映されるようにしている。

また、教員は、学生の評価結果についてどのように対応したかについて、学期末に「授業報告書」の中に記載することにしている。全教員の「授業報告書」をまとめて教員間で回覧して、改善のための資料として利用できるようにしている。

(【資料 2-6-3】平成 27 年度学生による授業改善のための実態調査実施要領他)

(【資料 2-6-4】授業報告書)

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

①学部の教育目的、②教育内容・方法、③授業ごとの達成目標の達成状況の 3 者のうち、③については、学科や専攻としての達成状況をいっそう明確に把握するための指標と仕組みを明確化することとする。その上で、①と②について、カリキュラムの改善結果の有効性という視点から分析し、更なる改善方策を立てることとする。なお、「授業報告書」の記載事項について、シラバスの記載との整合性をはかるように改善する必要がある。

2-7 学生サービス

«2-7 の視点»

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

<事実の証明>

〈学生サービス、厚生補導のための組織の設置・実施〉

学生サービス、厚生補導については、学生課、学生委員会及び健康管理委員会が協力して、学生生活の支援を行っている。

新入生については、入学時に、「学生生活ガイド」を配布している。

(【資料 2-7-1】学生生活ガイド 2015 年度版)

学生委員会は、学部学科から選出された教員と学生課職員で構成される常設の委員会で、毎月 1 回、定例委員会を開催し、学生サービスや厚生補導について審議している。

学生課・学生委員会は、学生の自治的な組織「学友会」の活動を全面的に支援している。

(【資料 2-7-2】学友会総会資料)

学友会は、「学園祭」「サークル活動」「卒業パーティー委員会」「卒業アルバム

委員会」「ボランティア活動」等を運営している。学生委員長及び学生委員が学友会顧問として学生生活を支援、指導している。また、学友会の自主的運営を支援するために、学友会室のコピー機・印刷機棚などの整備を行っている。

学生課・学生委員会は、新入生への支援として、フレッシュマンセミナーを企画し、新入生・上級生・教職員の親睦を図っている。

〈交通事故予防対策〉

学内に交通事故予防対策として注意喚起のポスター等掲示を行っている。

〈飲食施設及び売店〉

学生の飲食施設として、レストラン(250 余名収容)とコーヒーラウンジを設置している。

特に平成 24 年度から、後援会の援助を得て、メニューの単価を下げ、学生が利用しやすいようにした。また、文房具や日用品を購入できる売店“U・ショップ”を設置して、学生の日常的な利便に供している。

〈奨学金・経済支援〉

奨学金など学生に対する経済支援を適切に行っている。学生に経済的な支援を行う奨学金制度として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、民間団体奨学金の利用を必要に応じて勧めている。大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）はデータ編 表 2-13 に示した。本学における奨学金は、主に日本学生支援機構奨学金によるものが多く、大学全体で 49.3% の学生が利用している。

大学独自の「植草こう特別教育資金」による奨学金給付及び授業料等減免制度による給付を行って支援している。それらの給付状況はデータ編 表 2-13 に示した。

また、入学試験時の成績上位者及び第 3 学年当初の成績上位者に対して、授業料等を減額する制度を「スカラシップ制度」と称して実施している。

・本学が行っている経済支援は次のとおりである。

- ①学校法人植草学園奨学金
- ②学校法人植草学園植草こう特別教育資金
- ③植草学園大学・植草学園短期大学授業料月割分納制度
- ④植草学園大学・植草学園短期大学授業料延納及び分納制度

・他機関の経済支援として主なものは次のとおりである。

- ①日本学生支援機構奨学金
- ②千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付制度
- ③厚生労働省 生活福祉資金貸出制度
- ④日本政策金融公庫 国民生活事業（国の教育ローン）
- ⑤郵貯貸付

教育ローン等について、教務課内にファイナンシャル相談員を配置し、相談に応じている。

（【資料 2-7-3】スカラシップ制度規程）

(【資料 2-7-4】平成 27 年度入試スカラシップ制度紹介チラシ)

(【資料 2-7-5】学校法人植草学園奨学金規程)

(【資料 2-7-6】学校法人植草学園植草こう特別教育資金規程)

(【資料 2-7-7】植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程)

〈女子学生寮〉

遠隔地出身の女子学生に対して、学園が管理する学生寮を用意してある。東日本大震災の際には、避難家族に提供した。

(【資料 2-7-8】植草学園寮(グリーンヒル植草) 入寮契約書)

〈課外活動への支援〉

学生の課外活動への支援には、主にサークル活動支援と学園祭支援、レクリエーション支援があり、学生課・学生委員会が中心となって対応している。

(【資料 2-7-9】学園祭プログラム)

(【資料 2-7-10】サークル一覧)

学生の自主性を尊重し、個性的な課外活動や諸行事等を運営することを通して、豊かな学園生活が送れるようにすることを基本方針としている。活動場所は、学内の施設が主であるが、サークルによっては学外の関連施設を借用したり、共催の形で活動したりしている。また、他大学との公式戦を希望するサークルに関しては、部への昇格制度を設け、学生の活躍の場を広げた。

学生の活躍の場は、校内行事にも広げた。7月に七夕祭り（5日間）と浴衣登校（1日）を実施した。また、例年11月に、短期大学と合同で学園祭“緑栄祭”を開催しているが、地元小倉台商店会の協力と植草学園後援会の支援により、花火を打ち上げることができた。日常的には、学生の要望に応じて、スポーツ用具を購入し、それらの貸し出しを行い、レクリエーション活動を支援している。

課外活動用の施設としては、体育館、弓道場、フットサル場、テニスコート、グラウンド、Eスタジオ等を利用している。また、課外活動棟を2棟設置（2階建て・各棟10室・全室エアコン設置）して、各サークルの活動拠点として利用されている。サークルの活動費については、学友会予算によって支弁されている。

(【資料 2-7-11】七夕祭り概要)

(【資料 2-7-12】“緑栄祭花火”概要)

〈健康相談・心理相談・生活相談〉

学生に対する健康相談、心理的支援、生活相談等が適切に行われている。健康管理室が担任・ゼミ担任と協力して対応しているが、教職員の中から心理相談員2名を充てるとともに、学外の専門カウンセラー1名を配置している。ハラスマント相談員は大学・短大で14名である。相談方法は『履修要項』に示し、わかりやすい支援体制をとっている。

・学生の健康に関する管理・相談・診断、麻疹やインフルエンザの予防接種及び心理

的な相談については、健康管理室が中心となって対応している。

・健康管理室は、健康相談、心理相談のほか、学内での体調の変化やけがの応急処置、定期健康診断や各種検査及び感染症対策などに対応して、学生が安心して学園生活を過ごせるようにしている。さらに利用しやすい健康管理室をめざして、平成27年度夏期に健康管理室の改築整備を行った。

・生活相談に関しては、学生課が中心となって対応している。また、クラス担任が生活相談を受ける場合があり、学生課と連携しつつこれに応じている。

(【資料2-7-13】健康管理室相談状況及び罹患状況)

(【資料2-7-14】大学における学生心理相談の概要)

〈健康上特別な配慮を要する学生への支援〉

障害を持ちながら学修に取り組む本学の学生に対し様々な支援を行っている。

体調が優れないときでも横になって授業を受けることができるよう、移動式ベッドを準備している。また、固定式ベッドを設置した学生控室を用意している。

難聴の学生に対応するための専用の接続コードを、L棟：1F講義室10・11、2F講義室12、レクチャーシアター、3F講義室15、基礎医学実習室、M棟：講義室21・22及びさくらホールに設置し、教員には専用マイクを付けてもらい、音声が聞き取りやすくなるとともに、DVD等も聞けるようにしている。

また、同級生を中心とした学生たちが、自主的にグループをつくり、支援にあたっている。

〈自己評価〉

学生課・学生委員会は、学生のサークル活動、学友会活動の組織、指導体制づくりを進めてきた。学友会組織や、クラス委員組織の機能は、活発化しつつあるが、組織的な活動を行うために整備すべき課題が残っている。今後、学生の主体性を保ちながら、組織として活動できるように支援することとする。

経済的に修学困難な学生にとって、奨学金は切実な問題である。東日本大震災被災者への減免特例制度は平成23年度から5年目を迎えた。また、家計急変による植草学園奨学金では、授業料等の一部を給付している。さらに、「植草こう特別教育資金」奨学金は第2学年と第4学年においてのみ利用できる制度であるが、平成27年度は4名に対し支給しているなど、学内奨学金等制度の活用は充実してきている。しかしながら、依然として経済的な困難から休学或いは退学する学生がある。奨学金制度の充実をいっそう充実させることが望まれる。

サークル数・サークル活動参加学生数は、年々増加している。そのために、サークル部室（課外活動棟）等の設備修繕など快適な活動ができるよう環境を整える支援を行ってきた。また、各サークルの活動が、円滑におこなわれるために予算配分・支給の方法を改善してきた。学生からの要望が挙がっていたフットサルコートの照明について、サークル整備費と後援会からの補助により、設置することができた。それに伴い、施設の開放時刻を21時まで延長し、バスの運行への配慮も含め、学生生活がより充実するよう整備した。

学生に対する各種相談体制は整えてある。心理相談、ハラスメント相談については、対応例が報告されているが、現状ではすべての相談に十分対応できる体制とは言いがたい。今後は、相談の種類や件数に応じた相当体制を整えるように改善することとする。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

〈事実の説明〉

学生の声を何でも広く吸い上げる仕組みとして、投書箱を設置している。この投書を通して、学生の意見・要望を受け付けている。投書箱は、学内2か所に設置している。定期的に投書を確認するとともに、学生委員長に報告し、必要に応じて関係委員会へ回付するなど、学生の意見に対応できる体制をとっている。

また、毎年、1月から2月にかけて、第2学年、第3学年生全員を対象に履修登録、時間割、授業内容、図書館、キャリア支援、サークル活動、教員・事務局の対応、施設・設備等学生生活全般に及ぶ項目について、5段階評価及び自由記述によるアンケートを実施している。

5段階評価については、「3：普通」を除き、「5：とてもよかったです」・「4：よかったです」を満足群、「2：あまりよくなかったです」・「1：よくなかったです」を不満足群として集計し、グラフ化した。自由記述については、全記述を集約し、記述内容を分類し、全学の委員会及び該当する事務局で検討し、できる限り学生からの要望に応え、よりよい学生生活が送れるよう改善に取り組んでいる。

(【資料2-7-15】学生生活満足度調査結果に対する回答)

〈自己評価〉

投書件数は年間に数件しかない状態であるが、これは、教職員の目がよく行き届き、学生の意見を聞く機会が多く、機をとらえた指導助言ができているためとも考えられる。満足度アンケートでは、率直な意見が多く記載されているところを見ると、日常的な意見表明の場として、投書箱を配置するのみではなく、電子メールによる投書を受け付けるなど、意見を表明しやすい環境を整えるように改善することとする。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生数の更なる増加に対応するとともに、活動の活性化と学生生活の充実を図るために、学生サービス、厚生補導の体制を強化する。また、優れた学力や資質を持ちながら経済上の理由で、入学できない者や入学後の経済事情の変化によって勉学を継続することが困難になった者などに対応できる奨学金制度を充実させる。

学生が一層自主的に活動するように支援していく。今後、課外活動の活発化が予測されるが、スポーツ関係、文化関係を問わず、活動の幅の広がりにともなった施設設備の拡充や、サークル活動補助金の確保等適切な支援策を講ずる。

また、学生が相談しやすい環境を確保するため、相談室、相談体制の充実を図る。教職員が学生に接する際の態度が大切である。この点に留意して、教職員の態度に気を配る必要がある。また、学生の意見を汲み上げる仕組みが、現状のままでよいかについて、動向を把握し、必要な改善を図ることとする。

2-8 教員の配置・職能開発等**«2-8 の視点»****2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置****2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み****2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備****(1) 2-8 の自己判定**

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置****〈教員数の確保と配置〉**

両学部とも、資格・免許授与の法令基準に教員の最低必要人員数が指定されている。本学においては、教育の質を確保する観点から、定員基準を上回る教員を配置している。

教員数並びに教員の職位別構成

平成27年4月1日現在

大学・学部	学 科	学長	教員数	左 の 内 許				助手	備 考
				教授	准教授	講師	助教		
植草学園大学			*1						
発達教育学部	発達支援教育学科		(13) 25	(4) 14	(7) 9	(2) 2		(1) 2	
設置基準数(別表第一)			10	5		5		5	
保健医療学部	理学療法学科		(5) 14	(2) 6	(2) 4	(0) 2	(1) 2	(1) 2	
設置基準数(別表第一)			12	6		6		6	
大学全体	設置基準数 (別表第二)		11	6		5			
計	教 員 数		(18) *1 39	(6) 20	(9) 13	(2) 4	(1) 2	(2) 4	
	設置基準数		33	17		16			

備考1 *学長1は、発達教育学部の教員数（教授）に含む。

2 ()内は、女性を内数で、各学部及び計の欄の最下段は、大学設置基準に規定されている必要な専任教員数を示す。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み**〈教員の採用・昇任〉**

開学時における計画に即した採用を行っている。教員の退職による欠員が生じた場合に

は、補充人事を行い、授業に支障が生ずることは起きていない。27年度末で退職した3名の教員については、3名とも公募等によって採用人事を行い、補充した。

昇任人事については、平成27年度中に2名の教員の昇任を人事委員会において規程に従って審査し、承認した。

(【資料2-8-1】植草学園大学教員選考規程)

〈教員評価〉

学生による「授業評価アンケート」と「学生生活満足度調査」の中で、教員の授業内容、教育方法及び学生への対応姿勢などについて評価している。評価結果は、教員に還元し、改善に役立てるように要請し、対応状況を「授業報告書」において報告させている。「授業報告書」は、全教職員に回覧している。

〈研修、FD〉

「FD研修会」を開催し、本学の教育目的、本年度の目標と達成方策、学部の特色を生かした教育研究の在り方、教育の質の向上等について提言や協議を行った。特に、平成25年度には学生の主体的な学修を促進する観点から、アクティブラーニングの意義とアクティブな学修に導く授業形態についての研修、主体的な学修を促進するための学修支援システムのひとつとして図書館一階スペースにラーニングコモンズを設置し教員、学生の双方で利用できる仕組みと使用法説明会を開催して、教職員の職能向上を図った。さらに26年度には、学生の主体的な学修ならびにキャリア対策あるいは国家試験対策にも進んで利用可能な「スタディコート」を設置し、27年度は学生達が大いに利用することができた。すべて、FD研修を伴って実施している。また、保健医療学部のOSCE(実習前・後)に関しては、発達教育学部教員さらに事務局職員もFD、SD研修として見学可となっている。

(【資料2-8-2】FD研修会実施状況)

(【資料2-8-3】FD研修会『研究倫理教育』資料)

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

〈教養教育実施体制〉

教養教育科目担当教員によって構成する教養教育専門委員会において、本学の教養教育の在り方、外国語教育、体育科目の在り方について、審議し改善策を立てている。教養教育専門委員会は、原則、課程会議と歩調を合わせて開催している。この会議は、教務委員会に属する専門委員会に位置づけてある。

平成25年度入学生については、新入生の英語力判定テストを実施し、学力別クラス編成を実施した。また、平成26年度入学生より入学時における英検等の取得級位によって、「英語I」の単位認定を行うこととしている。国語についても、プレースメントテストを実施している。このように教養教育専門委員会は、実質的な改善活動を行っている。

(3) 2-8の改善・向上方策(将来計画)

教員の業績については、教育研究に加えて、今後は学内における委員会活動や学生の課外活動支援、学外における社会的活動などを含めた評価の基準や方法について整備し、教員評価を実施する。

2-9 教育環境の整備

«2-9 の視点»

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

施設は、大学設置基準上の校地及び校舎基準面積を満たしており、教育研究目的を達成するために必要な施設設備が整備されている。平成 20 年末に完成した大学図書館では、平成 25 年度にラーニングコモンズ機能の拡充・整備を行い、教育環境の一層の整備を進めてきた。活用状況については、授業、課外活動、学生間交流、教員の研究活動に効果を発揮している。特に、学生の図書館利用率は大学生の一般的な傾向より相当に高い利用率を示している。

（【資料 2-9-1】図書館利用状況）

大学キャンパスは、千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3 にあり、JR 都賀駅から専用バスで約 10 分の場所に位置している。校地総面積は 69,890.00 m²（うち 13,065 m²は、大学、短大、高校共用運動場（グラウンド））、校舎総面積は 15,573.78 m²である。

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準校地面積 7,200 m²、同じく校舎面積 7,603 m²を満たしており、教育研究に必要な施設設備が整備されている。

ア 校舎に配置している部屋は、教員研究室 42 室、講義室 17 室、演習室 50 室、実験実習室 8 室で全室空調管理がなされている。プロジェクター等の設備は、講義室、実験実習室、及びゼミ室を除く演習室に全て整備されており、ゼミ室は携帯用で対応している。

（【資料 2-9-2】平成 27 年度講義室、実験実習室、演習室配置数根拠資料）

イ 運動場用地（19,182 m²）は、植草学園短期大学及び植草学園大学附属高等学校との共用施設として、体育の授業及びサークル活動に利用している。

ウ 体育施設は、体育館（940.21 m²）、フットサル兼テニスコート 2 面、スリーオンスリーコート 1 面、ゴルフ練習場、弓道場があり、勉学のみならずスポーツによる心身の健康を維持するとともに、学生間の交流の場となっている。

エ 図書館は、植草学園短期大学との共用施設として、平成 21 年 1 月に新設開館し、さらに平成 25 年度末に改修・整備を行った。面積 1,182 m²、蔵書数約 52,000 冊（平成 27 年度末現在）である。平成 24 年度から電子ジャーナル（ProQuest Central）を導入

し、利用できる雑誌の分野・内容が飛躍的に増加した。

開館時間は、平日午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 3 時までである。利用者数は、年間で延べ約 8.8 万名（1 日約 320 名）である。

オ IT 施設では、学修用パソコンがメディアセンターに 12 台、図書館に 100 台が用意されているほか、PC 室を改修し新たにパソコン 80 台が整備され、有効に活用されている。また、学内無線 LAN の利用が可能である。

カ 平成 26 年度末に、旧多目的演習室 2 に設置した学修専用室「スタディコート」は、開館時間を午前 9 時 20 分から午後 8 時 45 分までとし、開館中、機器の利用や学修に関するアドバイザーを配置し、学生の学修を支援する体制を整備した。保健医療学部の学生を中心に利用者（2 月末現在；2,791 名）が確実に増加している。学修目的に応じた機器の利用や学修スペースの活用が図られるようになり、学生のアクティブ・ラーニング促進の一助となっている。

さらに、平成 27 年度末には、小学校を想定した模擬教室や学修専用スペースを配置した「トライアルコート」を設置した。新年度において、模擬授業の実践をはじめ、授業収録用機器や各種 IT 機器を活用した多様な学修により、主として発達教育学部生の主体的学修に大きな効果をもたらすものと期待される。

（【資料 2-9-3】トライアルコート概要）

キ 附属施設として、学生相談室、健康管理室、課外活動棟 2 棟、大学食堂、コーヒーラウンジがあり、学生の利用が活発である。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、授業科目の特性や授業の形態によっても異なるが、概して少人数で行うことにより教育効果が上がるため、両学部ともに、可能な限り少人数のクラスでの編成を行っている。

例えば、ピアノ演奏法を学ぶ授業では、個別指導を行うため、学生の需要に見あつたピアノ室を用意し、同時に複数の教員を配置して、1 クラス 10 人程度で授業を行っている。外国語科目においては、1 クラス 20 人程度で授業を行うように開講コマ数を配置している。

また、演習科目は、授業の性格上、多人数を同時に指導することが困難なことから、できる限り人数が多くならないように開講コマ数を増やすようにしている。ただ、現実には、年度によって予想以上に受講希望者が多い場合がある。その場合には、担当教員と協議の上、受け入れ人数を増やしたり、場合によっては新学期当初に急遽開講コマ数を増やしたりして対応している。

授業科目によっては、設備や機器の数による収容人数に限りがある場合がある。この場合は、履修登録の前に事前登録を行い、上限を超えた授業については、抽選によって当年度の受講者を決定している。この場合、翌年度には受講できるように配慮している。

（【資料 2-9-4】平成 27 年度履修人数制限科目一覧）

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の整備、その有効的な活用については、学生及び教員（非常勤講師を含む）の要望を聞く機会を設け、それらを取り入れつつ整備していく。学生の主体的な学修を促進し、充分な学修時間を確保するために、必要な機器（パソコン、プレゼンテーション機器）と情報環境（無線 LAN 環境の強化）を整備すること及び学修スペースを確保することを推進する。

また、授業終了後も学内施設で自修する学生に対して、図書館及び図書館以外の施設の開放を進め、自学自修時のアドバイザーの配置を進める。

図書資料及び学術雑誌（電子ジャーナル）の更なる充実を図るため、平成 23 年度から 7 カ年にわたる、新たな拡充計画を立て、実行中である。

（【資料 2-9-5】植草学園大学図書資料及び学術雑誌の充実に関する方針と対策）

[基準 2 の自己評価]

基準項目 2-1 から 2-9 までの自己判定に基づき、総合的に基準 2 を満たしている。

学修と教授については、総じて開学時の目的に沿って運営されており、卒業生の学力や行動力、あるいは人間力となって、教育の成果が現れる時期に来ている。

ただし、諸所に改善すべき点があることを認識している。個別の改善点は、各項目において記した。特にカリキュラム改善成果の確認、FD 活動を通じた授業改善への取り組み及び学生の主体的な学修を促進することの 3 点を推進することが本学の教育全体の質向上にとって重要であり、引き続き重要な案件として取り組むこととする。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

«3-1 の視点»

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人植草学園は、幼稚園及び保育園を経営してきたが、平成 28 年 4 月から幼保連携型認定こども園を設置することに伴い、寄附行為第 3 条に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、心身の発達に応じて、体系的な教育を行い、国を愛し、誠実で道

徳的実践力のある有能な人材を育成することを目的とする。」と変更し、その目的に沿った誠実な運営に努めていく。

また、学校法人の設置する学校は、関係法令・諸規程等に基づく学校経営が組織的に行われ、各校が社会的な役割を果たすとともに、社会的に信頼度の高い学校法人の確立をめざしている。

(【資料 3-1-1】学校法人植草学園寄附行為第 3 条)

(【資料 3-1-2】学校法人植草学園規程集)

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人の設置する各学校が、その設立における使命・目的を実現していくため、運営上の基本方針を示すとともに、それらの学校を経営する学校法人の機能強化、法人組織の質の向上等を盛り込んだ「植草学園中期計画（平成 24～平成 29 年度）」を平成 23 年度に作成した。各校においても具体的な中期目標・中期計画を作成し、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

平成 26 年度は中期計画の 3 年目を迎える事業の執行状況を踏まえ、見直しを行い、平成 27 年度は中期目標実現に向け、部門毎の取組を明確にして実践した。

- ・ ガバナンス機能の強化
監事監査への支援を強化するとともに、内部監査室を設置した。
- ・ 財務状況の改善と財務基盤の強化
適正な人件費比率を維持するため、人事計画の見直しを行った。
- ・ 活力を生む職員人事制度改革
活力ある良質な事務組織とするため、人事評価制度改革を進めるとともに、採用、昇任、昇格の基準等の見直しを行った。また、研修制度の改革を進めた。
- ・ 危機管理体制の強化
危機管理意識を高めるために、具体的な想定災害に基づいた訓練を行うとともに、緊急時の安否確認がスムーズに行える体制作りに努めた。
- ・ キャンパスにおける施設設備
「植草共生の森」や「子育て支援・教育実践センター（小倉キャンパス：こいいくおぐ）（弁天キャンパス：こいいくべん）」等の施設を活用し、学園の特色を活かした地域貢献活動を推進した。
- ・ 同窓会、卒業生との関係強化
卒業生の再就職やキャリアアップ支援を継続的に支援する体制を整え、卒業生とのより一層の連携に努めた。

(【資料 3-1-3】学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）)

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

大学の設置及び運営は、関連する法令、規則、設置基準等に基づいて、諸規程が整備され実施されている。また、各種報告、届け出等も適切に行われている。大学の校地面積、建物面積、教員数などは大学設置基準よりゆとりを持った内容となっている。

平成 26 年 6 月 27 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行された「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」及び平成 26 年 8 月 29 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行される「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の法令改正の趣旨を学園内に周知し、大学及び短期大学の教授会規程をはじめとし、様々な観点から総点検、見直しを行い、学園組織規程、植草学園大学及び短期大学の学則及び関係規程の改正を行った。

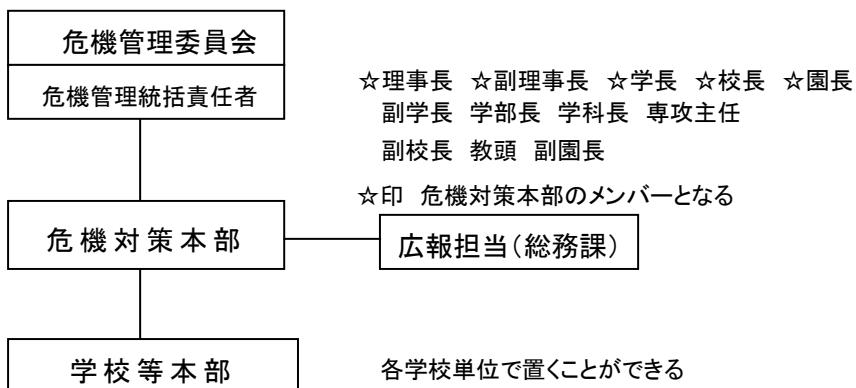
(【資料 3-1-4】植草学園大学設置計画履行状況報告書])

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、メインとなる建物にデマンドコントローラーを設置し、電気の使用量を日常的に管理し電力量を抑えている。また、使用していない部屋の照明やエアコンの切り忘れ防止のため、各所への掲示や年度初めのガイダンス等で、学生への節電啓発活動を行っている。また、「植草共生の森」の整備を教職員・学生ボランティアで進める過程で、専門家のアドバイスを仰ぎながら行い、竹林や田んぼ、遊歩道の整備等の作業を通して、自然の大切さや環境保全の重要性を学ぶ機会としている。また、1月に実施している「ビオトープ祭り」は、この活動を、近隣の住民の方々とともに共有する行事として定着してきた。

人権への配慮については、学生委員会、ハラスメント防止委員会等が大学運営協議会の下に設置され、学生のキャンパスライフの質向上に向け努力している。ハラスメントに関しては、毎年度、全教職員が揃う「新年度の集い」で学園事務局長からハラスメント防止への啓発及びハラスメント相談員の紹介を行っている。8月に千葉県が実施する「人権問題講演会」、「障害者虐待防止・権利擁護専門研修」に関係職員を派遣し、概要を事務系職員及び教員への周知に努めている。また、毎年度、学生及び教職員にハラスメントに関するアンケート調査を行い、実態を把握するとともにその防止に向けた啓発活動や教職員及び学生向け研修会などを実施している。また、「学校法人植草学園個人情報保護規程」、「学校法人植草学園公益通報等規程」等の規程も整備されている。

安全への配慮は、「学校法人植草学園危機管理規程」に基づき、理事長を総括責任者とする学園の危機管理委員会が、災害、重大な事故、感染症などの危機に対応する部門となっており、その審議、対応を行っている。特に地震と火災に対しては、災害を予防し人命を保護することを目的として「学校法人植草学園防災規程」、「学校法人植草学園防災規程小倉キャンパス実施細則」を定めている。また、大地震への対応として「大地震対応基本指針」を定めており、各校における地震発生時の避難や安否確認の訓練、備蓄品等の準備を計画的に進めている。また、重大な事故(各学校の管理下及び管理下以外を合わせて)が発生した場合の対応についても、危機管理委員会で定めている。

危機管理組織図

- (【資料 3-1-5】ハラスメントに関するアンケート調査結果報告)
- (【資料 3-1-6】学校法人植草学園ハラスメント相談員一覧表)
- (【資料 3-1-7】学校法人植草学園個人情報保護規程)
- (【資料 3-1-8】学校法人植草学園公益通報等規程)
- (【資料 3-1-9】学校法人植草学園危機管理規程)
- (【資料 3-1-10】学校法人植草学園防災規程)
- (【資料 3-1-11】学校法人植草学園防災規程小倉キャンパス実施細則)
- (【資料 3-1-12】学校法人植草学園大地震対応基本指針)

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則における大学の教育等情報、及び私立学校法に基づく財務情報の公開については、「植草学園情報公開・情報提供規程」を定め、学園ホームページ、学園広報誌（U・heart）, または、財務諸表等の閲覧で積極的にその公開に努めている。公開の内容は大学・短期大学における教育等情報、自己点検評価報告書、大学設置認可申請書、大学等設置に係る履行状況報告書、学校法人に関しては、事業計画書、事業報告書、財務の概要、定期監事監査報告書などである。

また、大学・短期大学等の新たな教育情報の公表の場となる「大学ポートレート（私学版）」には平成 26 年 10 月から一般公開を行っており、公開後も、大学・短期大学の教員及び学園事務局企画・情報管理室が中心となって常に最新の情報への更新に努めている。

- (【資料 3-1-13】学校法人植草学園情報公開・情報提供規程)
- (【資料 3-1-14】学園情報公表一覧)
- (【資料 3-1-15】教育情報の公表)
- (【資料 3-1-16】学園広報誌 U・heart)

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学・短期大学・高等学校等を運営する学校法人としての自覚と社会的責任をより強く持つとともに、社会的要望に真摯に応え、それを経営に生かしていく姿勢を維持していくこととする。特に、コンプライアンスについての意識向上とチェック機能の強化は重要であり、学園におけるコンプライアンス管理機能の強化や内部監査室を設置した。

3-2 理事会の機能

«3-2 の視点»

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

植草学園の最高意思決定機関は理事会であり、通常年 5 回（5 月、9 月、12 月、2 月、3 月）開催される。理事の定数は 7 名であり、選任区分は第 1 号理事が植草学園大学学長、第 2 号理事が評議員、第 3 号理事は学識経験者または功労者となっている。

理事会へ提出する議題については、すべて常務会において事前の協議を行い、理事会における意思決定が迅速でより的確に行えるように進めている。常務会には理事長、副理事長、大学及び短期大学の学長、高校の校長、大学副学長が出席し、毎月 1 回定期的に行われている。常務会では理事会審議事項のみでなく、理事長決裁事項の審議や各学校の運営状況、人事に関すること等についての報告がなされ、総合的な視点に立って判断のできる協議機関としている。

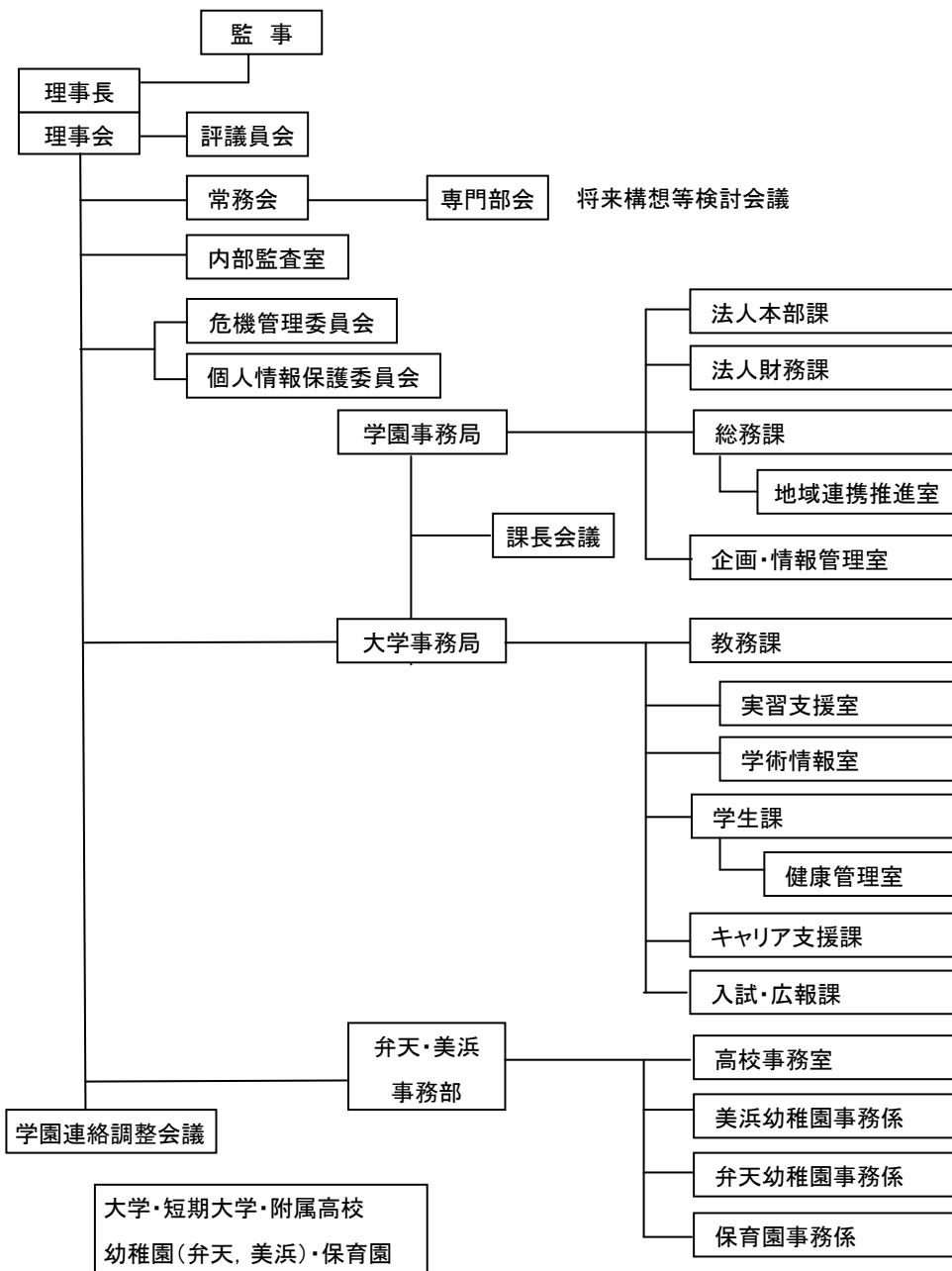
また、理事会における外部理事数は 2 名である。外部理事に対しては、重要事項について、理事長との懇談や事前の事務局の説明により、学園の運営状況を理解しやすくなるような配慮を行っている。外部理事の経歴は、元国会議員と社会福祉法人の理事長であり、異なる視点からの意見をいただくことも多く、理事会が適正な判断を下すうえで、重要な役割を果たしている。

平成 23 年度に常務会規程が改正となり、常務会の下に専門部会を置くことができるようになった。すでに、学園中期計画検討のための専門部会（学園将来構想等検討会議）が設置され、「学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）」は専門部会の検討を経て常務会に提言されている。

（【資料 3-2-1】植草学園常務会規程）

（【資料 3-2-2】平成 27 年度理事会・評議員会開催状況）

学園管理運営組織図



(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

学園の組織の中で学園経営に関する事を専門に審議する部門がなく、経営的な判断は管理者の経験や考えに委ねられる傾向にある。今後は、学園の経営問題に関する専門部会を常務会、または、理事長の元に設置し、財務分析や各種調査等を踏まえ経営の安定化に向けた政策提言を行っていくこととする。

すでに、学園将来構想等検討会議では中期計画の検討が行われたが、今後は中期計画の達成度の点検・評価を実施し、計画の見直しを行っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定は学長が行う。学長は、学則に基づいた大学運営協議会と両学部の教授会の意見を勘案し、意思を決定する。大学運営協議会は決議を行わないものの、学長、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長、大学事務局長によって組織し、両学部（発達教育学部、保健医療学部）に関わる教育研究上の重要事項を審議する。学部の教授会は、学部長、教授、准教授、その他の職員、学園事務局長、大学事務局長で組織し、学部における教育・研究、教育課程、学生の入学、卒業、また、身分異動などを審議する。

教授会の下には各種委員会が設置されており、教授会の審議を適切に行うため事前に委員会において事案の検討と整理を行っている。

委員会は両学部の委員から構成し大学の組織としているが、学部に係る事案については、学部の委員会を構成し協議している。

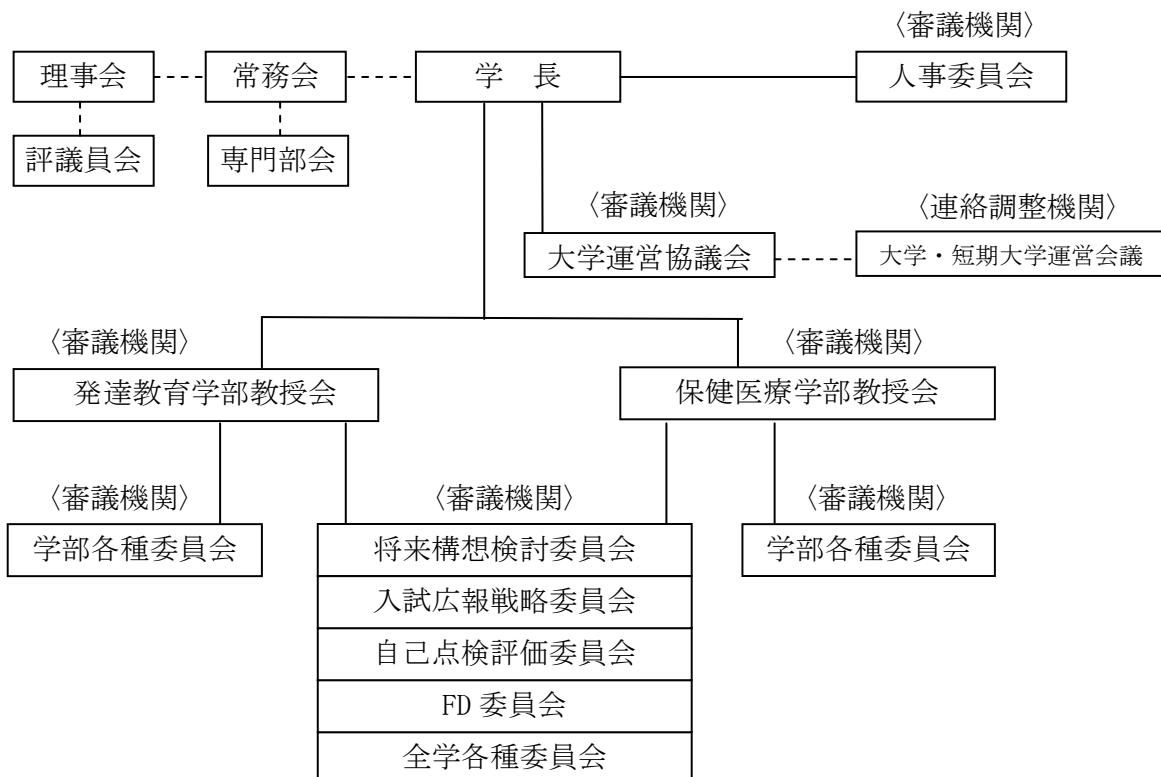
全学的な委員会としては、人事委員会、将来構想検討委員会、自己点検評価委員会、FD委員会、入試広報戦略委員会等が置かれている。人事委員会は学長の下に直接置かれ、教員の採用、昇任等を集中的に審議し、その審議結果を理事会・理事長へ上程するとともに、教授会へ報告することとなっている。なお、人事の決定、発令は理事長となる。

人事委員会は学長を委員長とする副学長、学部長、学科主任、学園事務局長による構成であり、将来構想検討委員会はそれに大学事務局長が構成員として加わる。また、自己点検評価委員会は、副学長を委員長として、学部長、図書館長、学科主任、全学学生委員長、全学入試委員長、学部教務委員長、学部キャリア支援委員長及び学園事務局長、大学事務局長に加え各課長、各室長が構成員となる。FD委員会の構成員は、副学長を委員長として、学部長、学科主任、学部選出教授、大学事務局長、企画・情報管理室長である。

委員会は定期的な開催と随時開催の場合がある。委員会の審議結果が教授会等の意思決定をしっかりと支えている。各委員会の構成、役割などについては、全ての委員会に規程が用意されており明確になっている。

(【資料 3-3-1】植草学園大学規程集)

大学意思決定組織図



3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップ

学長は常務会のメンバーであるとともに、学園の理事、評議員である。常務会での協議を経て、理事会、評議員会で学園の運営方針を決定しており、学長は学園全体の運営状況をよく理解の上、大学運営に関わることができている。

また、学長は大学運営上重要な運営協議会において議長を務めるとともに、人事委員会は学長の下に直接置かれ、その委員長を担当する。将来構想検討委員会も学長が委員長となっており、学長のリーダーシップが発揮しやすい組織体制となっている。また、学長の業務執行を支援するため、副学長が置かれている。

学長と理事長とは日頃より頻繁に打ち合わせを行い、その関係は良好である。理事長の意思を大切にしながら大学の主体性の確立を図り、バランスのとれた運営に心掛けている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長の意思決定に必要不可欠な大学運営協議会、教授会をささえる組織としての委員会の強化が重要である。大学運営や教育改革を積極的にすすめるため、委員会において質の高い先見的な審議がなされるよう配慮していくこととしている。委員会には事務局から課長、室長がメンバーとして加わっているが、審議に有効的な関わりができる課長、室長の能力向上が求められる。また、委員会の機能強化を図るには学長のリーダーシップが不可欠であり、学長を支える副学長、事務局長の連携体制をさらに強めることが必要である。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

最高意思決定機関である理事会に提出する議題は、全て常務会で協議される。常務会の構成メンバーは、理事長、副理事長、学長（大学、短期大学）、校長（高校）、大学副学長及び学園事務局長となっている。常務会及び理事会の審議事項等は、大学、短期大学の教授会において学園事務局長から詳細に報告されている。

また、学園が運営する各校（大学、短期大学、高校、幼稚園、保育園）の管理職員で構成する学園連絡調整会議が理事長を議長として、年に4回開催されている。各学校の運営を、法人部門からの指示等をもとに円滑に進めるための連絡調整、重要事項の審議が行われ、全学的なコミュニケーションが図られている。

実務レベルでの協議機関として、事務局における管理職員で構成される課長会議が月2回開催されている。課長会議の構成は学園事務局長、大学事務局長、学園事務局次長、課長、室長で、ここに弁天・美浜事務部長も出席する。学園内のキャンパスは小倉（大学、短期大学）、弁天（高校、幼稚園、保育園）、美浜（幼稚園）の三つに分かれており、事務部門において良好なコミュニケーションを図るうえで重要な役割を果たしている。

（【資料 3-4-1】平成 27 年度学園連絡調整会議実施状況）

3-4-② 法人及び大学の各管理機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会、評議員会、常務会において、法人部門からの提案は学園事務局長から行われるが、重要事項の審議は事前に学長、校長等への説明を行うとともに、各会には大学事務局長も陪席し、十分な審議が行われるよう配慮を行っている。また、大学・短期大学や高校からの提案は事前に事務局長と協議が行われ、教授会での審議内容が常務会へ報告されることとなっており、法人と各学校とが相互にチェックする体制となるように配慮している。

監事は寄附行為に基づき2名が選任されている。2名とも非常勤であるが常務会、会計監査には必ず陪席することとなっており、学園の財務状況、業務内容に精通した上で業務監査を実施している。監査の内容は、監査規程に則りその年度の監事監査実施計画に基づいて実施される。監査報告書は会計年度終了後2ヶ月以内にまとめられ、理事会

及び評議員会へ報告される。

評議員会の定期開催は年に 2 回であるが、寄附行為及び寄附行為細則で示された諮問事項がある場合は、臨時の評議員会が開催される。平成 26 年度は、5 月に事業報告、監査報告、決算等が、また、3 月に事業計画、予算、役員人事等が諮問されている。平成 27 年度の出席状況は理事会 100%、評議員会 88.9% であり、良好な出席状況の下、適正に運営されている。

(【資料 3-4-2】平成 27 年度監事監査実施計画書)

(【資料 3-4-3】平成 27 年度常務会開催概要)

(【資料 3-4-4】平成 27 年度監査報告書)

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営

理事長は理事会、評議員会、及び常務会における意見等を重要視しながら、学園の運営に対し適切なリーダーシップを発揮している。また、年度当初に全教職員を対象として実施される「新年度の集い」においては、建学の精神の確認、学園運営の基本的な方針、本年度の事業計画等が理事長から示され、学園の進むべき方向を確認している。

教職員からの提案を学園の運営に生かす仕組みについては、大学、短期大学等に置かれている各種委員会、各学部における教員会議等の提案事項を教授会や常務会で審議している。

また、事務の改善等に関わることは、毎週実施される各課室の課内ミーティング、月に 2 回実施される課長会議で情報提供や改善提案がなされるようにしている。

また、事務職員全体から職員提案及び改善報告の形式を整えた。職員提案では、個人、課・室毎を含め 28 の提案があり、業務改善報告では、11 の実績報告があった。課長会議、局長会議で審査を行い、優れた提案、改善報告を常務会に報告し、新年度の集いにおいて表彰することとした。

(【資料 3-4-5】新年度の集い)

(【資料 3-4-6】業務改善への提案・実績報告一覧)

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

学園の運営を円滑に進めるためには、各部門間における情報の共有、コミュニケーション等が的確に図られていることが重要であり、これまで以上に各部門間における連携を強化して、問題の解決を図る体制を整備していくことにする。適切な監事監査が実施されているが、監事を支える事務局体制が不十分であることは否めない。学園事務局内に理事長直属の組織として内部監査室を設置することとし、監事監査を支える担当事務明確化を図り、監事との連絡・調整及び内部監査の拠点としての整備を進める。

職員から学校運営や業務改善提案が容易にできる仕組みを定着させ、業務改善に役立てていくとともに、職員の意識改革にも繋げていきたい。

3-5 業務執行体制の機能性

«3-5 の視点»

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

権限の適切な分散と責任の明確化については、「学校法人植草学園組織規程」により、事務組織に課及び室を置き、職制・職位においては、学園事務局長、大学事務局長、事務局次長、弁天・美浜事務部長、課長及び室長等を置き、その職務内容を定めている。また、それぞれの部署の所管業務と責任を定めている。

さらに、各事務組織の職員は、職制による上司の指示に従い、それぞれの事務を処理している。また、事務分掌により、各部署の業務の役割を明確にしている。「学校法人植草学園組織規程」に基づき、学園全体の人員配置を行い、職員の適切な配置と効率的な業務の執行を行っている。

（【資料 3-5-1】学校法人植草学園組織規程）

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行は、学園の重要事項を審議する常務会及び学園の最高意思決定機関である理事会の審議・決定事項が、教授会や事務局の管理職員で構成する課長会議において、学園事務局長から周知され、学園の現状と目指す方向の共有認識のもとに業務を執行している。

また、管理職員は、大学の運営及び教育・研究等に関する重要事項を協議する大学運営協議会、教育・研究及び教学関係等を審議する教授会に陪席しており、常に教学組織と連携しながら適切に業務を執行している。

さらに、管理職員は、関連する各種委員会の構成員として、委員会における検討段階から教学組織と協働し適切に業務を執行している。

また、これらの事項は、課・室におけるミーティングにおいて周知するとともに意見交換を行い、情報の共有化を図っており、さらに、課（室）員の意見を吸い上げて、課長会議等において報告・意見交換を行うなど、現状の確認と認識を共有した業務執行の管理体制を構築している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上のための事務職員に対する研修等の取組は、私立大学協会等の団体が実施する事務職員対象の研修に積極的に参加している。学んだ成果は、学園内における事務職員研修会、事務局内の課長会議や課（室）におけるミーティングにおいて報告を行い、情報の共有化と業務処理能力の向上に役立てている。

また、学園においても事務職員を対象とした全体研修を実施し、日頃の業務における問題点や改善事項についての事例発表・討議を行い、さらに、改善策や業務処理の対応につ

いてのマニュアルの作成を行い、課（室）内の事務職員間及び各部署間における情報の共有化を図っている。学内の教育職員 FD 研修会や科研費説明会等に、事務職員も参加することができ、教職協同推進における下地となっている。

（【資料 3-5-2】平成 27 年度事務職員研修参加状況）
（【資料 3-5-3】平成 27 年度学校法人植草学園事務系職員研修）

（3）3-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く社会情勢の変化や教育環境の変化に適切に対処し、本学が発展していくためには、教育の質の向上とともに良質な学生サービスを提供することが重要である。

事務組織もこの目的に対応するため、常に学園の運営方針と社会情勢や教育界の情報を把握して、業務の見直しと改善を行うとともに、人事における年齢構成、業務量のバランス等に配慮した職員配置、専門性を有する事務職員の養成等を図っている。職員の研修については、まだ体系的な制度となっていない。経験の度合い、役職、本人の適正や専門性に基づいた研修制度の構築を目指す。

また、職員が生き生きとして業務を遂行し、教学組織と協働して業務を遂行するためには、より円滑なコミュニケーションを図ることが重要であるので、職員の意識向上を図る SD 活動を定着させ、本学に適合した職員の人事評価制度等も整備を進めることとする。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

（2）3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成25年度までは大学設置に伴う中期予算が編成されていたが、現在は、中期的な見通しを持った単年度予算編成に基づく財務運営となっている。それは、大学の設置後大きな事業が計画されていなかったことによる。安定的な学園運営を行っていくためには、事業活動収支差額をプラスに維持し財務基盤を強化していくことが欠かせない。適切な財務運営をより確かなものとするため、中期財務計画を確定させる必要がある。

単年度予算編成については、理事会承認された予算編成方針に基づき各部門で積み上げられた予算要求を、財務課、法人本部課で精査し学園事務局長による査定後、予算案として常務会（学内理事会）へ提出される。この予算編成方針の作成、及び学園事務局長の査定については学園財務状況に基づく中期的な見通しを持った観点で進められている。常務会で審議された予算案は理事長の承認を受け、通常 3 月開催の評議員会を経て理事会で決定される。

また、予算の執行・管理については、財務課に予算実行状況や節減の程度を把握できる

予算管理システムを導入し、各執行部門との調整を行いながら適切な財務運営に努めている。

(【資料 3-6-1】平成 26 年度 植草学園予算編成方針)

(【資料 3-6-2】平成 27 年度 植草学園予算編成方針)

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支のバランスを考えた運営に努めてきたことから、大学の完成年度を過ぎた平成 24 年度から基本金組み入れ前収支差額はプラスで推移をしてきた。平成 27 年度に法人全体でマイナス 22 百万となった原因は、短期大学部門で大きな修繕事業（77 百万円）があったためである。大学部門の収支は、新規事業による職員人件費が増額されたこと等によりプラス額が減少し 22 百万円であった。大規模な修繕等を実施する場合、他事業の実施時期の見直しなども含めた事業計画を立てる必要がある。

基本金組み入れ前収支差額の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
大学部門	128,199	67,840	22,246
学校法人全体	115,154	88,526	△ 21,901

人件費は大学部門、学園全体とも上昇する傾向にある。大学においては専任の教職員数は抑えられているが、非常勤の教職員数が増加し人件費を徐々に押し上げている。特別支援教育研究センター（平成 26 年度）、子育て支援・教育実践センター（旧 相談支援センター）（平成 22 年度）などの新規事業の立ち上げなどに伴い、非常勤職員の採用が多くなったことが一因である。

大学の収入については、学生生徒納付金が教育活動収入の約 80% を占めていることから学生数の確保が重要である。発達教育学部は若干の定員を割る状況が続いているが、保健医療学部の充足率は高い。但し、保健医療学部においては近隣に同系列の学部が設置されたことに伴い、志願者・入学者の減少が始まっている。収入にも影響がでており、学生の確保は大きな課題となる。

大学の教育研究経費比率は、毎年度 30% を越える状況にあり教育研究活動の維持・充実に努めている。平成 27 年度の比率が高くなったことは、収入の減少に対し支出面の抑制が十分に行われていない。

人件費比率の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
大学部門	54.0 %	55.8 %	59.7 %
学校法人全体	60.5 %	61.2 %	62.4 %

教職員数の推移

単位：名

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤
大学・短期大学教員	62	143	63	129	62	146
高等学校教員	34	14	35	16	37	15
幼稚園・こども園教員	28	24	29	26	31	29
事務職員	64	38	65	41	67	52
合計	178	208	180	202	185	228

大学の入学定員充足率の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
発達教育学部	98.5%	97.6%	97.8%
保健医療学部	125.6%	121.2%	110.0%

教育研究経費比率の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
大学部門	31.2 %	33.8 %	35.0 %
学校法人全体	28.1 %	27.8 %	31.5 %

学園の貸借対照表については、減価償却により着実に有形固定資産が減少し、運用資産は毎年度増加している。運用資産は特定資産、有価証券、現金預金の合計金額であり固定負債は退職給与引き当て金である。

平成27年度末の資産の状況は、資産の部合計が9,188百万円、負債の部合計が673百万、正味財産8,515百万円となり正味財産（自己資金）の比率は92.7%となり財務基盤は比較的安定している。また、余裕資金（特定資産、その他の固定資産、流動資産の計から固定負債、流動負債の計を引いた差額）が1,604百万円であることは、決して十分な金額ではないが、現時点での財務上の大きな問題はない。

施設設備の取り替え更新等で長期的に必要となる資金については、要積立額として4,287百万円となる。それに対する運用資産は2,027百万円余りで積立率は、47.2%となっている。年々その率は上昇しているが、大学法人の平均値（75%）と比較してかなり下回っている状況にある。

学校法人全体 貸借対照表の主な科目の推移

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
有形固定資産	7,173,809	7,076,496	6,910,710
特定資産	209,946	267,000	327,000
その他の固定資産	38,075	38,502	40,913
流動資産	1,933,499	1,830,763	1,910,088
※（内 運用資産）	(1,684,820)	(1,875,555)	(2,027,143)

資産の部合計	9,115,384	9,212,762	9,188,713
固定負債	52,612	61,491	70,652
流動負債	613,980	613,953	602,645
負債の部合計	666,592	675,445	673,298

※運用資産 現預金、特定資産、有価証券の合計

運用資産と要積立額の推移

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
運用資産	1,684,820	1,875,555	2,027,143
要積立額	3,762,604	4,008,617	4,287,491
退職給与引当金	49,731	60,577	70,652
第 2 号基本金	50,000	50,000	50,000
第 3 号基本金	3,662,873	3,898,040	4,166,839
減価償却累計額			
不足額	2,077,784	2,133,062	2,260,348
積立率	44.7%	46.7%	47.2%

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口の減少、同系統の大学との競合が進むなか、学生納付金を主とする収入は減少し人件費等の支出は徐々に増加の傾向にある。今後、学園を安定的に維持・発展につなげるためには、財務基盤の確立が不可欠である。安定した収入を如何に確保し、支出を抑制し收支バランスを確保することを目指す中期財務計画の策定が必要である。中期財務計画に基づき毎年度の実践を検証し、改善策を立てて新たな実践していく仕組み作りを進めることが財務基盤を確立させていくと考える。

支出面において、人件費の抑制は大きな課題である。当面は急激に増加している非常勤の教職員人件費の抑制に努める。また、不採算部門の配置人数を減らすとともに、新規事業を行う場合には他部門の削減等により人件費の増額を招かぬよう注意して進めることとする。さらに、中長期的には現在の公務員給与制度の利用を見直し、職務や能力に応じた給与制度への移行を検討する。

収入面においては学生生徒の確保に全力で取り組む。広報等において大学・短期大学の強みを更に強調すると共に、オープンキャンパス参加者の志願率を上げるよう内容の充実を図ることとする。また、附属高校や近隣の高等学校との連携を拡大するため、出前授業や高校生を対象とした公開授業の開催を行い本学への関心を高めてもらう等様々な方策を立てる。

学生生徒納付金以外からの収入の増額を目指し、補助金、寄付金、付随事業・収益事業収入等の拡大に引き続き努める。私立大学等改革総合支援事業は平成 24 年度から連続で 4 回獲得している。免許更新講習や免許認定講習などからの講習収入や、離職者再就職訓練事業の受託費も安定した収入財源となっていることから、継続を図ると共に千葉県生涯大学校の指定管理など新たな事業については、安定的な収入財源となるように努める。寄付金については、重点目標に掲げ収入の増額を図る。

学園の今後の施設整備については、高等学校校舎の建て替えが控えている。学園の積立率は徐々に上がってるが積み立ての不足額は増加しており、財政基盤の確立は急務である。収支バランスのとれた財政の健全化を図りながら、必要な施設整備を計画的にすすめていくことが肝要と考える。

(3-6-3 植草学園財務諸表(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表))

3-7 会計

«3-7 の視点»

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理及び決算時の財務計算書類等の作成については、私立学校法や学校法人会計基準に基づき、本学園経理規程、物品管理規程、固定資産管理規程等を定めて、会計処理を行っている。会計処理上、不明な点がある場合は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士に問合せ、適切な指導助言を受けるようにしている。予算の執行管理は、各部門の予算と予算執行購入・支出伺いとをチェックし適正に努めている。

会計処理を行う事務職員は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等が主催する各種研修会へ随時参加し、会計に関する知識を深め、資質・能力の向上に努めている。

補正予算の編成は、必要が生じた場合に行い、理事会において審議・決定している。

(【資料 3-7-1】学校法人植草学園 経理規程)

(【資料 3-7-2】学校法人植草学園 経理規程施行細則)

(【資料 3-7-3】学校法人植草学園 物品管理規程)

(【資料 3-7-4】学校法人植草学園 固定資産管理規程)

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の監査は、監査法人による会計監査と監事による監査を通じて厳正に実施されている。平成27年度の監査法人による監査は、年4回行われ1回につき3日、延べ12日間で500時間程度実施されている。

会計監査は、帳票・会計伝票・証憑書類・稟議書等の確認及び会計処理の妥当性、予算執行状況の確認、規程との整合性等について行われている。また、決算期には、資産・負債の期末残高の確認と資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表の監査が行われている。さらに、監査法人は監査結果及び財務上の問題点やリスクについて、監事に報告するとともに、理事長に対しても定期的に報告を行っている。

監事は、毎回の理事会・評議員会・常務会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な

書類を閲覧し、業務執行状況の適切性等について意見を表明している。また、会計に関する監事監査については、監査法人の実施する会計監査に立ち会うとともに、連携して必要と思われる監査を実施している。監査法人から監査結果の報告を受けるほか、決算時には会計書類の閲覧等を行い、経理責任者から決算概要の説明を求め、必要に応じて質疑を行い、本学園の業務及び財産の状況について監査を行っている。これらの結果については、理事会・評議員会で監査報告が行われている。

財務情報の公開については、毎年5月の理事会で決算が承認された後、速やかに本学園情報公開・情報提供規程に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を法人財務課に備え付け、学生、保護者、教職員、その他の利害関係人の閲覧に供している。

また、監査法人による監査の終了後、本学園ホームページに、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を掲載し広く公開している。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人及び本学園の監事の連携を密にすることによって監視体制を強化し、内部監査体制を整え、今後も適正な会計処理が行われるよう努めていく。

【基準3の自己評価】

大学の使命・目的を達成させるため、「学校法人植草学園中期計画平成24年度～平成29年度」に基づき大学の教育・研究に関する中期目標・中期計画が作成され、その実現に向けての教育環境の整備、教育の質向上等の努力が着実になされている。学園中期計画の点検・評価は、常務会の専門委員会（学園将来構想等検討会議）で行うこととしており、それらの結果を踏まえ、理事会において次年度へ向けての改善を図るよう努めている。

学長は学園の理事、評議員であり、常務会のメンバーである。学園及び大学の管理・運営に適切に関わり、理事長と良好なコミュニケーションを保ちながら、全体的なバランスを大切にしたリーダーシップを取っている。業務の執行に関しては、管理職員は教授会等に陪席して、理事会、常務会での決定事項等を速やかに教学組織と連携し、執行できる体制となっており、大学の運営をしっかりと支えている。

財務運営に関しては、大学の設置に伴い消費支出超過の状態が続いているが、学年が進行するにつれ、その差額は縮小し改善している。今後とも、安定的な財務基盤を確立させるためには、学園の中期計画に基づき、学生生徒を安定的に確保するとともに、人件費比率を計画的に下げていく努力が必要である。

会計の監査、財務状況の健全化に努め、更に充実させ、大学法人としてその社会的責務をしっかりと果たしていく法人運営を進めていく。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の自己点検・評価は、「自己点検評価に関する規程」に基づき、自己点検評価委員会が行っている。この委員会は、副学長を長として、学部長、図書館長、学科主任、学部選出教授、学園事務局長、大学事務局長をもって構成し、自己点検・評価を行うとともにその改善に関すること及び認証評価に関すること、外部機関による認証評価に関するなどを扱っている。

本委員会は、学内の教員や各部署からデータの提供を受けるとともに、点検評価項目を学長、学部長、各委員会委員長、事務局長等に分担し執筆している。評価の記述について、担当領域ごとに分担執筆するとともに、全学部あるいは全学の視点と第三者的な視点をもって見直しを行い、自律的な評価となるよう努めている。

執筆分担者の原案に基づいて、自己点検評価委員会において内容を点検、調整しており、自主的、自律的に行っている。

（【資料 4-1-1】植草学園大学自己点検評価に関する規程）

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

平成 20 年度の自己点検評価については、21 年度当初に実施し、報告書を作成した。平成 21 年度と 22 年度の自己点検評価については、併せて 23 年度当初に行い、1 冊の報告書にまとめた。平成 23 年度の自己点検評価については、24 年度当初に実施した。いずれの報告書も、全教職員に配布し、改善方策の周知を図った。また、改善方策を翌年度の「教育研究に関する基本方針」に反映して、改善に取り組んだ。各年度末には、各委員会等から当年度の反省事項と次年度への取り組みについてとりまとめを行い、次年度の基本方針決定に生かした。いわゆる PDCA サイクルを意識して、自己点検評価を進めている。

平成 25 年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審することとしたため、平成 24 年度自己点検評価から、自己点検評価委員会の構成員を拡大し、体制を強化している。

（【資料 4-1-2】植草学園大学自己点検評価委員会議事録）

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検評価は、開学以来、毎年実施してきた。新設大学として、自己点検評価の重要性に鑑みて、また、新設時における未整備部分を早期に把握し少しでも早く充実した教育研究体制にするため、毎年実施してきた。

平成 23 年度をもって四年制大学としての完成年度を迎えた。平成 24 年度は、第二周期に入ることを考慮して、毎年度定めてきた「教育研究に関する基本方針」を、中期的な視点を持った大学運営にするため「中期目標・中期計画」を策定し、これを中心に運営することとした。時代の進展、社会の状況の変化が速い現代にあっては、毎年、進路を見直し

変化に即応できるような体制が必要だという考えに基づき、中期目標・中期計画期間中、固定化するのではなく、次年度の見直しを行い、改善することとした。すなわち、毎年、自己点検評価を行い、次年度の目標・計画に反映させるという考え方による変更ではなく、継続実施している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

評価の自主性・自立性及び体制の適切性は、確保できている。評価の周期については、毎年実施することとしており、適切であると考えている。この際、注意し、改善すべき課題は、自己点検評価のために時間と手間を掛けすぎ、教職員の負担が大きくなりすぎる点である。評価の周期を長くしても毎年のデータの蓄積と整理は必要である。よって、毎年実施する体制の中で、評価データの蓄積や分析の効率化を図ることとする。

なお、前年度の評価から見えてきた改善方策を次年度以降にどのように改善されたかという検証段階に改善の余地があり、いっそう厳密な検証を行うこととする。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成 23 年度からエビデンスに基づくという認識を高めた評価を実施している。すなわち、評価の基礎となる各データの確認と分析を通して、従前より一段と明らかな根拠に基づく評価となり、透明性が高くなっている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-1 で述べたように、平成 20 年度より 23 年度に至る大学開設時～完成年度までは、教育研究体制の早期充実に向けて正確性に重点を置き、自己点検・評価を毎年実施してきた。

平成 24 年度よりは、2 周期目の充実期に入ることにより、「中期目標、中期計画」に沿った細やかな点検・見直しを視野に入れた自己点検・評価を実施するため、自己点検評価体制を全学的組織として拡充し、「拡大自己点検評価委員会」を組織した。すなわち、大学内全部局からの委員が関わり、データの収集、会議をもって確認し、整理並びに分析を実施した。その結果、収集されたデータは、質・量ともに充実したものとなった。

平成 25 年度については、「自己点検評価書」を作成後、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審し、本学設置初回の「認証」を得た。平成 26 年度についても、速やかに調査・データの収集を実施、評価書を作成した。また、保健医療学部については、同年

に「一般社団法人リハビリテーション教育評価機構」による「リハビリテーション教育評価機構挙育評価認定審査」を受審し、「認定」を得た。平成 27 年度は、自己点検評価を全教職員が関与する組織的な活動とし、より効果的に PDCA サイクルを機能させる仕組みの構築を図った。

(【資料 4-2-1】リハビリテーション教育評価機構教育評価認定審査認定証)

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

評価結果は、報告書冊子として作成し、全教職員に配布するとともに、その概要を教授会、運営協議会、常務会、理事会等で報告しており、学内で共有している。

社会に対しては、本学ホームページに平成 20 年度以来の自己点検評価書を掲載して公表している。

(【資料 4-2-2】植草学園大学自己点検評価書)

(本学 HP http://www.uekusa.ac.jp/introduction/edu_info)

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

1. 各部分の責任者がデータに基づいて分析し、改善方策を立てている。評価事項によつては、それでよいが、事項によっては、全学的な視点を持って、或いは、学部学科の教育目的実現との関係性に配慮して、改善方策を検討するという視点が必要な場合がある。この視点を持って、個別の改善方策を検討することを強化する。

2. 前年度の評価結果を次年度の可及的速やかな時期にまとめること、ならびに策定された改善方策に基づいて中期目標・中期計画の当年度用の策定作業を迅速実施する。

(【資料 4-2-3】学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）)

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

前項 4-2 の改善・向上方策で記した全学的な視点からの検討については、現状では「運営協議会」がその役割を果たしてきた。また、平成 26 年 4 月より毎週大学調整会議を学長のもとに開催、2 学部長 2 学科主任が、大学の教学についての調整を行い PDCA に連続しやすい体制を取っている。目標・計画 (P) 策定から、各委員会や部局による実施 (D)、自己点検評価委員会による点検及び改善目標・計画の策定 (C)、改善策の実行 (A) が連続的、継続的に行われている。従って、PDCA サイクルは確立し、機能している。

なお、前年度の点検結果と次年度計画の立案に生じている差異については、少ない差異においても、それを当年度の目標・計画に取り込み、補正する機会を作り実施しており、今後も継続・実施する。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価書が完成した後、次年度以降に向けた改善方策の検討を、これまで以上に意識的に行うこととする。実際には、すでに次年度の目標や計画が進行しているため、改善策を検討する際には、次年度以降を見据えた改善策、すなわち数年先を見越した改善策を立てることとして、PDCAサイクルをいっそう意識して、中期的な目標・計画との結びつきを明確に策定することとする。

[基準4の自己評価]

基準項目4-1から4-3までの自己判定に基づき、総合的に基準4を満たしている。

本学の自己点検評価の体制は、適切性、誠実性、有効性とも基準を満たしていると考えるが、上記の改善方策に記したように、有効性を高めるようにさらなる改善を進めることとした。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1 地域との連携・地域への貢献に関する方針と方策

《A-1の視点》

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

〈地域との連携・協力の意義〉

地域との連携を通じて地域社会に貢献することは、本学が子どもの教育と発達、身体的なリハビリテーションに対応する人材養成を行うという教育目的に合致している。また、子育てや子どもの教育、高齢者への福祉向上等に貢献することは、本学の社会的責任でもある。地域とともに生きる大学として、本学の存在を確固たるものにして行く考えである。

すなわち、本学が地域と連携し、地域社会の子育てや教育、特別支援を要する子どもや高齢者への支援などを通じて地域社会に貢献することは、本学の教育目的を実現することである。

学生の立場から見れば、子育てや教育相談あるいは健康増進等に関して現実に触れることができる場であり、社会人・職業人として自立するために意義があると捉えることができる。

〈方針の明確性〉

大学設置の趣旨において、地域社会に貢献することを想定して附属施設として相談支援センター(現：子育て支援・教育実践センター)を設置した。

また、本学の学位授与方針（ディプロマポリシー）において、次のように記載している。

「共生社会の実現を目指し、時代や地域のニーズに応えることができる専門職業人であること。」

すなわち、このように、地域社会との連携・地域への貢献の方針は、明確である。

A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

〈方策とその意義〉

大学として地域との連携、地域への貢献を組織的に行うため、平成26年度に学園事務局に地域連携推進室を設置し、全学組織である地域連携推進委員会を中心とした下記の主要な活動を推進した。すなわち、地域の自治体や学校等からの要請を受けて行っている活動や教員が個人的に行っている活動がある。

① 大学主体で行われる活動

・子育て支援・教育実践センター

平成22年度から、本学附属機関として設置されていた「植草学園大学相談支援センター」を改組し、子育て支援・教育実践センターとして新たに活動を開始した。このセンターは、小倉キャンパス（通称：こいっくおぐ）及び弁天キャンパス（こいっくべん）の両方で、地域の住民から出される子どもの教育、保育、特別支援等に関する相談に応じ、地域の子育てや教育等に役立つことをねらいとしたものである。

子育て支援・教育実践センターは、本学の地域連携・地域への貢献の方針と合致した活動を行っている。

センター長、副センター長を中心として、子育て支援・教育実践センター運営委員会において、方針と活動内容を定めて実行している。主な事業は、相談業務と子育て支援業務である。

地域の住民が相談に来る、あるいは行事に参加したりすることによって、地域における子育てに関する今日的な課題が見えてくる。子どもの発達と教育に焦点を当てて教育研究を行っている発達教育学部にとって、今日的課題に接し、それに対処できる環境にあることは、地域住民のために有意義であると同時に、学部の教育研究上、最新の課題に接する機会として大いに意義のある機関である。

（【資料A-1-1】子育て支援・教育実践センター利用案内）

・公開講座

短期大学と共同で開催している。公開講座委員会が計画し、推進している。地域の住民が大学教員の持つ最新の知識や技能に触れる機会となっている。

（【資料A-1-2】公開講座リーフレット）

・学生ボランティア活動

開学以来、発達教育学部学生の「ボランティア活動」には、活動内容や期間を証明することによって単位認定を行っている。

学生がボランティア活動をする際には、キャリア支援課が手続きを行い、担当教員が単位の認定を行っている。学生が社会と接する機会であり、社会人として自立する意識

を高めることができることから、ボランティア活動を積極的に経験するように、学部として学生に推奨している。

(【資料 A-1-3】ボランティア活動報告)

・植草共生の森・ビオトープの整備

平成 25 年度から、校地に隣接し学園が所有する約 2 万 m²を超える広大な雑木林を「植草共生の森」と名付け、「里山の再生」をテーマに多くの学生が参加し、ビオトープ等の整備を進め、平成 27 年 1 月 24 日に「ビオトープ祭」として、オープントレーニングを開催し、平成 28 年 1 月 23 日には「第 2 回ビオトープ祭」を実施した。今後、生物多様性を学ぶ場として、あるいは憩いの場として、また地域の人たちとの交流の場としての活用を目指している。

② 大学と自治体との連携協定により実施する活動

連携協定を締結している若葉区とは、6 月及び 2 月の定期的な協議により、計画的に地域社会のニーズに合った連携事業を推進している。また、千葉市との連携協定締結をも視野に、「災害時要援護者への支援に関する連携」等、12 に及ぶ連携事業を実施している。今後、近隣自治体との連携関係を一層強化して行く方針である。

(【資料 A-1-4】若葉区との連携協定書)

(【資料 A-1-5】若葉区と植草学園大学・短期大学との連携に関する事業実績)

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

公開講座に関しては、千葉県及び千葉市教育委員会の後援を受けるなど、自治体との協力関係を維持しながら、社会のニーズに合った多種・多様な講座を開設するよう努める必要がある。公開講座に限らず、両学部の特色を生かした地域連携、地域貢献活動の可能性について、自治体（千葉市、若葉区）と協議を深め、今後の連携事業の掘り起こしと拡充を図るようにする。

ボランティア活動の単位認定については、認定件数が極めて少ない。学生にボランティア活動の意義を強く認識させること、専攻・副専攻の履修体系の再検討及びカリキュラム改善を通して、学生がボランティア活動を行い易い環境作りを進めることによって、現状を改善することとする。

A-2 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性

《A-2 の視点》

A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性

A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性

地域との連携・協力に関するこれまでの経緯と現状を顧みたとき、具体的な活動として実現しており、活動が継続している。

- ・子育て支援・教育実践センター

相談業務は、地域住民からの求めに応じて、子どもの養育に関する親の問題や子どもの発育や発達に関する問題について対応している。

子育て支援業務は、地域の住民が、幼児を遊ばせながら、子育てに関する情報を交換したり、仲間作りの場として利用されている。また、保護者や祖父母を対象とした無料講座を新たに開設し、子育てを幅広く支援する体制を構築している。子育て支援は、年々参加者が増加している。

従来の相談支援センター及び子育て支援・教育実践センターが行っている事業の実績概要は、次の通りである。

相談支援センター利用状況の概要

活動内容	子育て支援			相談業務
	親子で遊ぼう	みんなで遊ぼう	一緒に遊ぼう	
平成 22 年度	36 組 72 人	93 組 186 人	—	19 件
平成 23 年度	24 組 26 人	698 組 720 人	—	6 件
平成 24 年度	33 組 29 人	771 組 982 人	41 組 49 人	10 件
平成 25 年度	38 組 92 人	1,272 組 2,846 人	—	2 件
平成 26 年度	42 組 112 人	2,012 組 4,352 人	—	0 件

子育て支援・教育実践センター*利用状況の概要

活動内容	こいっくおぐ	こいっくべん		
	子育て支援 (月～金)	子育て支援 (火・金)	子育ち講座 (11回)	孫育ち講座 (6回)
平成 27 年度	2,267 組 5,222 人	917 組 1,927 人	138 組 291 人	祖父母 24 人

(【資料 A-2-1】子育て支援・教育実践センター利用状況)

*平成 27 年度、「相談支援センター」を改組し、「子育て支援・教育実践センター」に名称変更。

- ・公開講座

平成 22 年度は 30 講座を開講し、延べ 1,271 人が受講した。

平成 23 年度は 23 講座 1,267 人、平成 24 年度は 39 講座 1,576 人、平成 25 年度は 33 講座 1,397 人、平成 26 年度 30 講座 818 人、平成 27 年度 44 講座 1,371 人が受講した。

多くの講座が夏期休業中に開講しており、地域住民の学習意欲が感じられる。開講している講座は、継続して開催しているもののほか、年々、新規に企画したものも加えている。

(【資料 A-2-2】公開講座利用状況)

・学生ボランティア活動

キャリア支援課が把握した平成 27 年度のボランティア活動は、資料 A-2-3 の通りである。このほか、教員が学生にボランティア活動を推奨しており、両学部とも、個別に地域の学校や病院等に派遣した例があるが、全貌を把握し切れていない。

(【資料 A-2-3】ボランティア活動報告)

近隣の学校や幼稚園で行う活動が進路との関係が深い。これらがいっそう増加するようくに学生に薦めている。保育園等の施設や一般団体からのボランティア派遣要請が多数あるが、幼児保育専攻の学生は、これまでカリキュラム上、ボランティア活動を行う時間的な余裕がなかった。24 年度からカリキュラムを改善したことによって、必修単位数は減少したが、ボランティアを行うには現実には厳しい状況にある。

単位認定された人数は、平成 22 年度 3 科目 11 人、平成 23 年度 3 科目 11 人、24 年度 3 科目 10 人、平成 25 年度 6 科目 49 人、平成 26 年度 9 科目 36 人、平成 27 年度 146 人と未だ多いとは言えない。24 年度以降の入学生は、新しいカリキュラムによって、ボランティア活動を単位認定する科目数が増加しており、履修単位数を従来よりも少なくできるようになったことから、認定単位数が増加している。

また、近隣の小学校、幼稚園、保育園に呼びかけて、ボランティア活動を行っていること及び、派遣要請があれば対応する旨の意思を伝えた。この呼びかけに応じて、近隣小学校へのボランティア活動が拡大し始めている。

(【資料 A-2-4】特別支援フレッシュサポート事業の概要)

なお、東北地方大震災の避難者へのボランティア活動を、平成 23 年度から引き続き、平成 27 年度も、短期大学と協調して行った。

また、千葉市との連携研究課題として短期大学と協力して、「災害時福祉避難所」の登録をし、実際に沿った形で、10 月 15 日に訓練を実施した。3 年間を 1 期として平成 27 年度に第 2 期目に進んでいる。

(【資料 A-2-5】東北災害ボランティア活動記録)

A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

将来の必要性を予測して開設した公開講座がある。

また、地域との連携を継続性のあるものにするために、若葉区との連携協定を結び進めてきた。今後、さらに千葉市との包括的な連携協定を結ぶことを準備しており、連携の内容をできるだけ広くする方向で進めている。本学としては、養成する人材が地域社会で活躍できることが重要である。その観点から、今後も地域との連携を強化し発展させていく方針である。

このような観点から、基準を満たしていると言える。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの地域との連携・協力関係を維持し、地域の自治体や教育委員会等公的な機関との強い連携関係を築き、本学で養成している人材が地域の教育や福祉の向上の方針に寄

与できるように、連携・協力体制を強化する。

[基準Aの自己評価]

当面、可能な活動は積極的に進めているという点で評価できる。

ただし、地域との連携・協力関係は、さらに地域の自治体や地域の学校等に積極的に働きかけを行うことによって地域との連携を強化し、一層活動を活発化することが可能となっていくことを実感している。

また、さまざまな連携を通じて、地域社会の福祉向上に貢献していることを地域に発信することを積極的に進める。この二点に重点を置いて進めることによって、活動を活発化し、地域にとっていっそう必要度の高い大学として地域に定着することとする。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自修室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	

【表3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去5年間）	
【表3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人植草学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	大学案内 UEKUSA 2016 GUIDE BOOK	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	資料 F-9 植草学園大学 規程集参照
	植草学園大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	植草学園大学・植草学園短期大学 入学試験要項 2016	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	平成 27 年度履修要項、平成 27 年度授業概要（シラバス）	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 27 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 26 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	資料 F-2 参照
	大学案内 UEKUSA 2016 GUIDE BOOK P39, P40, P49	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人植草学園規程集、植草学園大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	学校法人植草学園 理事・監事・評議員名簿、 学校法人植草学園 理事会・評議員会の開催状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		

【資料 1-1-1】	平成 27 年度植草学園大学履修要項 (p. 99)	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-2】	植草学園大学学則第 1 条	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-1-3】	植草学園大学発達教育学部規程第 2 条	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-1-4】	植草学園大学保健医療学部規程第 2 条	【資料 F-9】に同じ

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

【資料 1-2-1】	・学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）
------------	----------------------------------

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

【資料 1-3-1】	・植草学園大学：三つのポリシー
【資料 1-3-2】	・発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー

【資料 1-3-3】	・保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー	
【資料 1-3-4】	・学校法人植草学園中期計画（平成24年度～平成29年度）	【資料 1-2-1】と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	・植草学園大学：三つのポリシー	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 2-1-2】	・大学案内 UEKUSA 2016 GUIDE BOOK	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	・高校訪問・ガイダンス等実績表	
【資料 2-1-4】	・オープンキャンパス参加者数一覧	
【資料 2-1-5】	・オープンキャンパス タイムスケジュール (平成 27 年 8 月 22 日)	
【資料 2-1-6】	・学生時間割紹介チラシ	
【資料 2-1-7】	・保健医療学部 理学療法士の仕事	
【資料 2-1-8】	・植草学園大学・植草学園短期大学 入学試験要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	・スカラシップ制度規程	
【資料 2-1-10】	・平成 27 年度入試スカラシップ制度紹介チラシ	
【資料 2-1-11】	・学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	【データ編 2-1】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	・発達支援教育学科の教育課程 (平成 27 年度植草学園大学履修要項 p. 33)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-2】	・平成 28 年度カリキュラム改訂の資料	
【資料 2-2-3】	・理学療法学科の教育課程 (平成 27 年度植草学園大学履修要項 p. 46)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-4】	・平成 24 年度保健医療学部カリキュラム改善の概要	
【資料 2-2-5】	・英語・国語プレースメントテスト概要	
【資料 2-2-6】	・科目ナンバリング及び教育体系	
【資料 2-2-7】	・学修時間に関するアンケート調査結果	
【資料 2-2-8】	・特別講師による発達教育学部の授業の概要	
【資料 2-2-9】	・平成 27 年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き	
【資料 2-2-10】	・平成 27 年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き	
【資料 2-2-11】	・特別講師による保健医療学部の授業の概要	
【資料 2-2-12】	・学生生活満足度調査結果に対する回答	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	・FD 研修会実施状況	
【資料 2-3-2】	・学校法人植草学園ハラスマント相談員一覧表	
【資料 2-3-3】	・フレッシュマンセミナーしおり	
【資料 2-3-4】	・植草学園大学発達教育学部 学びのコンパス・履修カルテ	
【資料 2-3-5】	・U.navi システム「学びのコンパス」概要説明	
【資料 2-3-6】	・「主体的な学修を支える学修記録システム」	

【資料2-3-7】	・理学療法学科研究生授業サポートの記録	
【資料 2-3-8】	・発達教育学部の実習について (平成 27 年度植草学園大学履修要項 p. 13)	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-9】	・平成 27 年度実習校及び実習園・実習人数一覧	
【資料 2-3-10】	・平成 27 年度発達教育学部教員免許状申請・保育士資格取得者 数一覧	
【資料 2-3-11】	・平成 27 年度基礎理学療法学見学実習の手引き	
【資料 2-3-12】	・地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2015 年度	
【資料 2-3-13】	・学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実習 I・II	
【資料 2-3-14】	・理学療法学科設置認可時の実習施設における実習状況一覧	
【資料 2-3-15】	・理学療法学科臨床実習指導者会議資料	
24. 単位認定, 卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	・履修要項	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-2】	・学修時間に関するアンケート調査結果	【資料 2-2-7】に同じ
【資料 2-4-3】	・発達教育学部 学年 GPA 値の推移	
【資料2-4-4】	・保健医療学部 学年 GPA 値の推移	【資料 2-4-3】に同じ
【資料2-4-5】	・授業概要 (シラバス)	【資料 F-5】に同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	・平成 27 年度キャリア支援年間活動計画	
【資料 2-5-2】	・平成 27 年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き	【資料 2-2-9】に同じ
【資料 2-5-3】	・平成 27 年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き	【資料 2-2-10】に同じ
【資料 2-5-4】	・平成 27 年度基礎理学療法学見学実習の手引き	【資料 2-3-11】に同じ
【資料 2-5-5】	・地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2015 年度	【資料 2-3-15】に同じ
【資料 2-5-6】	・学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実習 I・II	【資料 2-3-13】に同じ
【資料 2-5-7】	・平成 27 年度公立学校教員採用選考試験対策講座カリキュラム	
【資料 2-5-8】	・理学療法士国家試験対策プログラム (平成 27 年度)	
【資料 2-5-9】	・進路就職状況の概要	
【資料 2-5-10】	・求人のためのご案内	
【資料 2-5-11】	・平成 27 年度発達教育学部教員免許状申請・保育士資格取得者 数一覧	【資料 2-3-10】に同じ
【資料 2-5-12】	・年度別教員・公務員採用試験結果及び教職等決定状況一覧	
【資料 2-5-13】	・保健医療学部主な就職先	
【資料 2-5-14】	・ボランティア活動報告	
【資料 2-5-15】	・ボランティア活動ハンドブック	
【資料2-5-16】	・ちば！教職たまごプロジェクトの概要	
【資料2-5-17】	・既卒者の合格状況	
【資料2-5-18】	・進路ガイドブック	
26. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		

【資料 2-6-1】	・模擬試験実施状況	
【資料 2-6-2】	・授業改善のための実態調査集計結果	
【資料 2-6-3】	・平成 27 年度学生による授業改善のための実態調査 実施要領他	
【資料 2-6-4】	・授業報告書	多量の為、実地調査時据置資料として用意します。

2-7. 学生サービス

【資料 2-7-1】	・学生生活ガイド 2015 年度版	
【資料 2-7-2】	・学友会総会資料	
【資料 2-7-3】	・スカラシップ制度規程	【資料 2-1-9】に同じ
【資料 2-7-4】	・平成 27 年度入試スカラシップ制度紹介チラシ	【資料 2-1-10】に同じ
【資料 2-7-5】	・学校法人植草学園 奨学金規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-7-6】	・学校法人植草学園 植草こう特別教育資金規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-7-7】	・植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-7-8】	・植草学園寮（グリーンヒル植草）入寮契約書	
【資料 2-7-9】	・学園祭プログラム	
【資料 2-7-10】	・サークル一覧	
【資料 2-7-11】	・七夕祭り概要	
【資料 2-7-12】	・“緑栄祭花火”概要	
【資料 2-7-13】	・健康管理室相談状況及び罹患状況	
【資料 2-7-14】	・大学における心理相談の概要	
【資料 2-7-15】	・学生生活満足度調査結果に対する回答	【資料 2-2-12】に同じ

2-8. 教員の配置・職能開発等

【資料 2-8-1】	・植草学園大学教員選考規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-8-2】	・FD 研修会実施状況	【資料 2-3-1】に同じ
【資料 2-8-3】	・FD 研修会『研究倫理教育』資料	

2-9. 教育環境の整備

【資料 2-9-1】	・図書館利用状況	
【資料 2-9-2】	・平成 27 年度講義室、実験実習室、演習室配置数根拠資料	
【資料 2-9-3】	・トライアルコート概要	
【資料 2-9-4】	・平成 27 年度履修人数制限科目一覧	
【資料 2-9-5】	・植草学園大学図書資料及び学術雑誌の充実に関する方針と対策	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目	備考
コード	該当する資料名及び該当ページ
3-1. 経営の規律と誠実性	
【資料 3-1-1】	・学校法人植草学園寄附行為第3条
【資料 3-1-2】	・学校法人植草学園規程集

【資料 3-1-3】	・学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）	【資料 1-2-1】に同じ
【資料 3-1-4】	・植草学園大学設置計画履行状況報告書	植草学園大学ウェブサイト「学園情報」
【資料 3-1-5】	・ハラスメントに関するアンケート調査 結果報告	
【資料 3-1-6】	・学校法人植草学園ハラスメント相談員一覧表	【資料 2-3-2】に同じ
【資料 3-1-7】	・学校法人植草学園個人情報保護規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-8】	・学校法人植草学園公益通報等規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-9】	・学校法人植草学園危機管理規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-10】	・学校法人植草学園防災規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-11】	・学校法人植草学園防災規程小倉キャンパス実施細則	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-12】	・学校法人植草学園大地震対応基本指針	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-13】	・学校法人植草学園情報公開・情報提供規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-14】	・学園情報公表一覧	【データ編 3-3】に同じ
【資料 3-1-15】	・教育情報の公表	植草学園大学ウェブサイト「教育情報の公表」
【資料 3-1-16】	・学園広報誌 U·heart	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	・植草学園常務会規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-2-2】	・平成 27 年度理事会・評議員会開催状況	【資料 F-10】に同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	・植草学園大学規程集	【資料 F-9】に同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	・平成 27 年度学園連絡調整会議実施状況	
【資料 3-4-2】	・平成 27 年度監事監査実施計画書	
【資料 3-4-3】	・平成 27 年度常務会開催概要	
【資料 3-4-4】	・平成 27 年度監査報告書	
【資料 3-4-5】	・新年度の集い	
【資料 3-4-6】	・業務改善への提案・実績報告一覧	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	・学校法人植草学園組織規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-5-2】	・平成 27 年度事務職員研修参加状況	
【資料 3-5-3】	・平成 27 年度学校法人植草学園事務系職員研修	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	・平成 26 年度学校法人植草学園予算編成方針	
【資料 3-6-2】	・平成 27 年度学校法人植草学園予算編成方針	
【資料 3-6-3】	・植草学園財務諸表(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	・学校法人植草学園 経理規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-7-2】	・学校法人植草学園 経理規程施行細則	【資料 F-9】に同じ

【資料 3-7-3】	・学校法人植草学園 物品管理規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-7-4】	・学校法人植草学園 固定資産管理規程	【資料 F-9】に同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	・植草学園大学自己点検評価に関する規程	【資料F-9】に同じ
【資料 4-1-2】	・植草学園大学自己点検評価委員会議事録	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	・リハビリテーション教育評価機構教育評価認定審査認定証	
【資料 4-2-2】	・植草学園大学自己点検評価書	植草学園大学ウェブサイト「学園情報」
【資料 4-2-3】	・学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）	【資料 1-2-1】に同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		

基準 A. 地域社会との連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域との連携・地域への貢献に関する方針と方策		
【資料 A-1-1】	・子育て支援・教育実践センター利用案内	
【資料 A-1-2】	・公開講座リーフレット	
【資料 A-1-3】	・ボランティア活動報告	【資料 2-5-14】に同じ
【資料 A-1-4】	・若葉区との連携協定書	
【資料 A-1-5】	・若葉区と植草学園大学・短期大学との連携に関する事業実績	
A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性		
【資料 A-2-1】	・子育て支援・教育実践センター利用状況	
【資料 A-2-2】	・公開講座利用状況	
【資料 A-2-3】	・ボランティア活動報告	【資料 2-5-14】に同じ
【資料 A-2-4】	・特別支援フレッシュサポート事業の概要	
【資料 A-2-5】	・東北災害ボランティア活動記録	